

# 島根県環境総合計画 (改定案)

令和3年3月

令和8年〇月一部改定

島 根 県

(冒頭ページ 省略)

## 目 次

### 第 1 編 総括的事項

<b>第 1 章 基本的な事項</b>	<b>2</b>
1. 計画の策定趣旨 .....	2
2. 計画の性格と役割 .....	3
3. 計画の期間 .....	4
4. 対象とする環境 .....	4
<b>第 2 章 環境を取り巻く状況</b>	<b>5</b>
1. 自然・気候等の特性 .....	5
2. 社会経済の動向 .....	6
3. 環境をめぐる動き .....	8
<b>第 3 章 基本理念と施策体系</b>	<b>10</b>
1. 基本理念 .....	10
2. 施策体系 .....	11
3. 計画の推進 .....	12

## 第2編 分野別施策

<b>第1章 人と自然との共生の確保</b>	<b>14</b>
1. 生物多様性の保全	16
2. 自然とのふれあいの推進	18
3. 森・里・川・海の保全と活用	20
<b>第2章 安全で安心できる生活環境の保全</b>	<b>22</b>
1. 水環境等の保全と対策	24
2. 大気環境等の保全と対策	26
3. 化学物質の環境リスク対策	28
<b>第3章 地球温暖化対策の推進</b>	<b>30</b>
1. 二酸化炭素等の排出削減	32
< 県事務事業における実行計画（環境にやさしい率先実行計画） >	38
2. 再生可能エネルギーの導入促進	40
3. 二酸化炭素吸収源対策	46
4. 気候変動への適応	48
<b>第4章 循環型社会の形成</b>	<b>52</b>
< 一般廃棄物及び産業廃棄物の状況 >	57
1. 3Rなどの推進	66
2. プラスチック資源循環の促進	68
3. 食品ロスの削減	70
4. 適正処理の推進	72
<b>第5章 環境と調和した地域づくり</b>	<b>74</b>
1. 環境に関わる人づくり	76
2. 社会全体での取組の推進	78
3. 環境を活かした地域づくり	80
◎島根県脱炭素ロードマップ	82
◎エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の部門別削減見込量	83
◎SDGs17の目標で見る島根県環境総合計画の分野別施策	84

別掲資料1	策定の経過 .....	86
別掲資料2	島根県環境審議会名簿 .....	87

## 第1編

# 總括的事項

# 第 1 章 基本的な事項

## 1. 計画の策定趣旨

島根県では、様々な環境問題に対処し、県民の健康で文化的な生活を確保していくために、環境保全に向けた基本理念と、県・市町村・事業者・県民の責務などを明らかにした「島根県環境基本条例」を1997(平成9)年に制定しました。

そして、この条例に基づき、県の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「島根県環境基本計画」を策定し、第1期(平成11～22年度)、第2期(平成23～令和2年度)にわたり、環境保全の取組を進めてきました。

この間、地球温暖化について世界的な危機感が高まり、この課題に重点的に取り組むため、「島根県地球温暖化対策推進計画(平成12～22年度)」、「島根県地球温暖化対策実行計画(平成23～令和2年度)」を策定し、生活や事業活動における温室効果ガスの排出削減対策を進めてきました。

また、資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする循環型社会の形成に向け、「しまね循環型社会推進計画」による取組を平成13年度から開始し、現在、第3期計画(平成28～令和2年度)により、廃棄物の減量化や再生利用など3Rの推進や適正処理を進めています。

これらの取組により、温室効果ガスの排出原因となるエネルギー消費量の削減や、全国平均を上回る一般廃棄物の再生利用率などの成果を上げてきましたが、地球温暖化の進行に伴う気候変動への適応、廃プラスチックによる海洋汚染や、本来食べられる食品が大量に廃棄される食品ロスの削減など、地球規模での環境問題に関する新たな課題が生じています。

こうした環境に関する課題は複合的に関連していることから、諸課題・諸施策を共有し、効果的、効率的な施策展開(相乗効果)とするため、環境基本計画をベースに諸計画(3ページ参照)を盛り込んだ「環境総合計画」を策定することとしました。

人と自然との関わりの変化や、農山漁村の過疎化・高齢化などが進行する中、島根の豊かな自然を守り、安心して健康的に暮らせる生活環境を保全していくため、引き続き社会情勢の変化に対応した施策を適切に推進していくことが求められています。

この計画に基づき、自然共生社会、脱炭素社会や循環型社会などの実現に向けた取組を更に進めるとともに、それを地域づくりにもつなげ、豊かな自然と調和した島根の暮らしを将来の世代も享受できる持続可能な社会の構築を目指していきます。

## 2. 計画の性格と役割

この計画は、島根県環境基本条例（平成9年条例第29号）第10条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた基本計画です。

また、この計画の一部は以下の法定計画としても位置づけているほか、関連する計画との整合性を確保するよう策定しています。

施策体系	◎位置づけた計画 / ○関連する計画
全 体	◎島根県環境基本条例（平成9年条例第29号）第10条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた基本計画
1 人と自然との共生の確保	◎生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条に規定する生物多様性地域戦略〔対象とする区域：島根県全域〕
2 安全で安心できる生活環境の保全	○湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条に規定する湖沼水質保全計画〔宍道湖に係る湖沼水質保全計画、中海に係る湖沼水質保全計画〕
3 地球温暖化対策の推進	◎地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号／地球温暖化対策推進法）第21条に規定する地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編） ◎島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例（平成27年条例第1号）第9条に規定する再生可能エネルギーの導入の推進に関する基本的な計画 ◎気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に規定する地域気候変動適応計画
4 循環型社会の形成	◎循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第10条に基づく循環型社会形成推進のための計画 ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号／廃棄物処理法）第5条の5に規定する廃棄物処理計画 ◎食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号／食品ロス削減推進法）第12条に規定する都道府県食品ロス削減推進計画
5 環境と調和した地域づくり	◎環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号／環境教育等促進法）第8条に規定する行動計画

### 3. 計画の期間

---

この計画の計画期間は、2021(令和3)年度から2030(令和12)年度までの10年間とします。

なお、今後の経済・社会情勢の変化や、法制度の改正などによっては、計画期間内においても、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 4. 対象とする環境

---

この計画において対象とする「環境」は、島根県環境基本条例第2条(定義)及び第9条(施策の策定等に係る指針)等を踏まえ、次のとおりとします。

- ① 大気、水、騒音・振動、廃棄物などの「生活環境」
- ② 生物、森林、水辺地などの「自然環境」
- ③ 地球的規模での気候変動や大気の組成などの「地球環境」
- ④ 自然とのふれあいや景観の形成などの「快適な環境」

## 第2章 環境を取り巻く状況

### 1. 自然・気候等の特性

#### (1) 地勢・自然

島根県は、中国地方の北部に位置しており、北は日本海に臨み、島根半島の北方40～80kmの海上には隠岐諸島が、さらにその北西約158kmに竹島があります。

総面積は6,708km<sup>2</sup>で、わが国総面積の1.8%を占め、全国第19位です。山地が多く、総面積の8割が山林に覆われています。

県内河川の多くは中国山地を源流に日本海に流れており、県東部では宍道湖、中海といった汽水域が広がり、県西部では水質日本一の高津川などの清流がみられます。県内全域にわたり山間の狭い地帯を豊富な水量で急流する河川が多く、治水対策の必要性が高い一方、発電源としても利用されています。

1,031kmに及ぶ県西部から東部にかけての長い海岸線や隠岐諸島は、リアス式海岸、海食崖・洞・台、波食棚、砂丘など様々な海岸地形に恵まれ、多くの景勝地を形成しています。

こうした豊かな自然のうち、特に優れた自然の風景地については、大山隠岐国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園をはじめ、県立自然公園として11箇所が指定され、風景地を保護するとともに、利用の増進を図っています。その他、貴重な自然や生態系を保護するために、自然環境保全地域や鳥獣保護区、天然記念物などを指定しています。

また、宍道湖と中海が「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」に登録されています。さらに、隠岐ユネスコ世界ジオパークや世界文化遺産石見銀山遺跡は、自然と人との関わりという観点から世界的にも価値を認められた貴重な地域資源です。

こうした島根が世界に誇る地域資源は、観光やレジャーの場としての魅力だけでなく、地域の活性化、交流人口の拡大などにも寄与しており、地域の誇りとして大切に守られています。

#### (2) 気候

島根県の気候は、日本海側気候の一種である北陸・山陰型に属しています。

年平均気温はおおむね12～15℃で、暖候期（4～9月）には、地域的な差違はあまりありませんが、寒候期（10～3月）は、日本海からの気流がもたらす影響で、県東部の沿岸部や山間部ほど厳しい気象条件となります。

年間の降水量は1,600～2,300mmであり、平地より山間部が多くなっています。とくに梅雨末期の前線の移動に伴い、集中豪雨を受けることが多くあります。また、近年の年間積雪深はおおむね10～80cmであり、山沿いの地域で多い傾向にあります。

風は一般に山陽側よりも強く、冬に吹く季節風が強いのが特徴です。

## 2. 社会経済の動向

### (1) 人口・世帯数

島根県の人口は、1920(大正9)年に714,712人で、1955(昭和30)年には過去最高の929,066人となりました。その後、一時的に増加する時期はあったものの、長らく減少傾向が続いており、推計人口では2023(令和5)年以降65万人を下回っています。

県内でも、地域によって人口減少の程度には差があり、松江市や出雲市など比較的大きな都市がある出雲圏域では減少幅はわずかですが、石見・隠岐圏域はピーク時から半減しています。

これは、県内においても、産業や雇用が脆弱な中山間地域・離島から、産業基盤が集中する都市部への人口移動が進んでいるためと考えられます。人口減少と大都市への集中が進むという全国と同じ現象が、島根県内においても現れています。

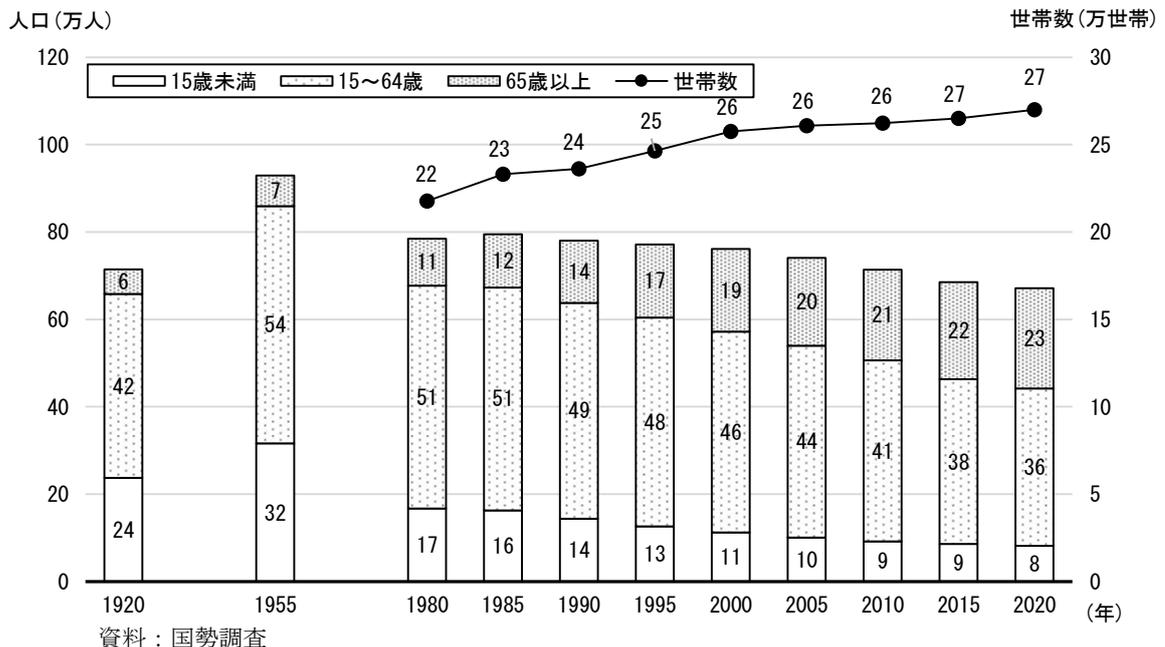
年齢構成は、2020(令和2)年では15歳未満が12.2%、15~64歳が53.6%、65歳以上は34.2%で、高齢化率(65歳以上人口の割合)は秋田県、高知県、山口県に次いで全国第4位となっています。

また、出生数、出生率とも1971~1974(昭和46~49)年の第2次ベビーブーム以降、ゆるやかな減少傾向が続いています。

こうした人口減少や少子高齢化は、生活に必要な地域サービスや地域コミュニティの維持ができなくなるといった生活面ばかりでなく、担い手不足により、森林・農地の多面的機能やボランティア活動が維持できなくなるなど環境面にも影響を与えるおそれがあります。

世帯数については、1947(昭和22)年以降一貫して増加傾向が続いており、2020(令和2)年には269,892世帯、1世帯当たり人員は2.40人と核家族化が進んでいます。世帯数の増加に伴い、世帯ごとに必要な住居や家電製品も増えており、家庭におけるエネルギー消費や生活系ごみが増加する要因となっています。

#### <人口・世帯数の推移>



## (2) 産業構造

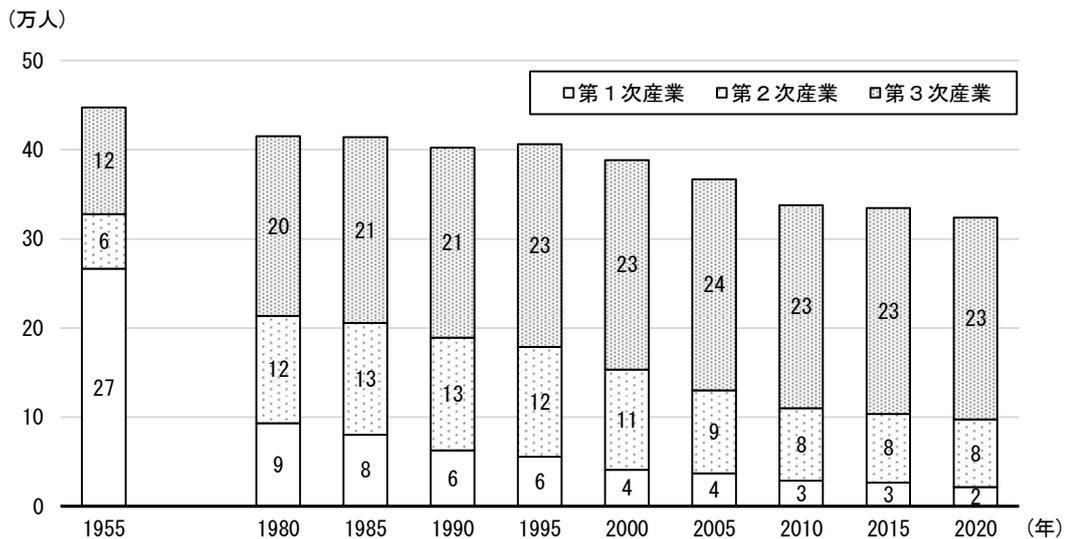
島根県の就業者数の割合は、2020(令和2)年では第1次産業6.6%、第2次産業23.5%、第3次産業69.9%であり、全国平均と比べると、第1次産業(農林水産業)が多いことが特徴です。

しかし、農林水産業の担い手は高齢化と人口減少により不足しており、特に農業従事者数は2000(平成12)年から2020(令和2)年の20年間で50%減少し、平均年齢は72.0歳となっています。

民間事業所数は、32,637事業所で、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「建設業」、「宿泊業、飲食サービス業」の順となっています。

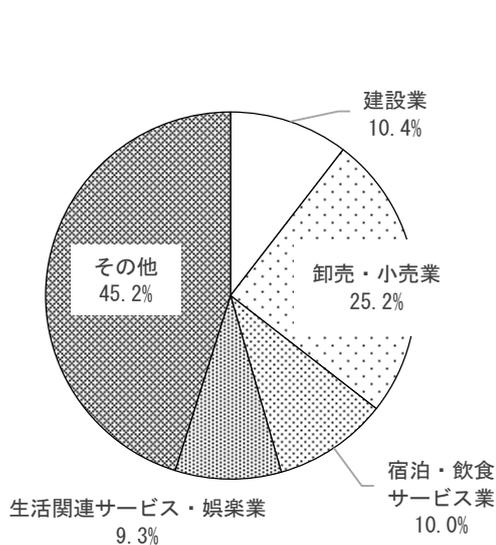
また、従業者数による事業所規模別にみると、従業者数10人未満の事業所が全体の約8割を占めています。事業経営における省エネ・省資源や再生可能エネルギーの導入などの取組を進める上で、中小企業でも取り組みやすい対策が求められています。

### <産業別人口の推移>

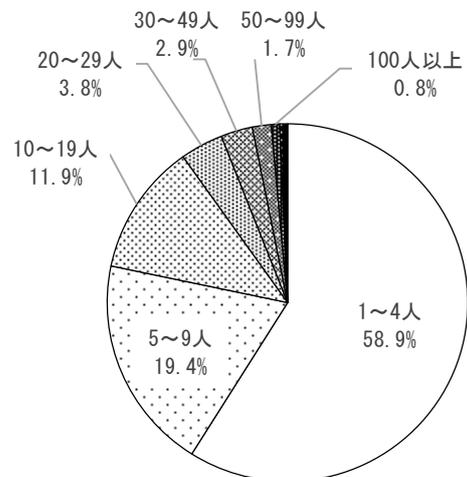


資料：国勢調査

### <事業所の構成割合(業種別)>



### <事業所の構成割合(従業者規模別)>



資料：令和3年経済センサス活動調査

### 3. 環境をめぐる動き

---

#### (1) 地球規模での温暖化と気候変動

人類の活動から排出される温室効果ガスの増加が要因とされる、地球規模での温暖化が進行し、それに伴う気候変動が深刻化しています。我が国においても、近年は真夏日や局所的集中豪雨の増加といった異常気象が頻発しており、健康被害や自然災害のリスクが高まっています。このほかにも、農業生産の減少による食料不足や、海水温度の上昇による生物の生息環境・生態系の変化など、地球温暖化の影響は複雑で多岐にわたります。

これらの現象に対処するため、世界各国は「気候変動に関する国際連合枠組条約」や「生物の多様性に関する条約」をはじめとした国際的な枠組みを通じ、地球規模での対策を進めています。

近年では、2016(平成28)年11月に発効した「パリ協定」により、歴史上初めて、先進国・開発途上国の区別なく地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束し、2020(令和2)年以降の新たな国際的枠組みが作られました。パリ協定では、気候変動の程度を抑えるための「緩和策」に加え、気候変動の影響に備えて対処する「適応策」も重要施策として位置づけられています。

我が国においても、2020(令和2)年10月に菅総理大臣が、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現(2050年温室効果ガス排出実質ゼロ)を目指すことを宣言するとともに、2021(令和3)年5月には地球温暖化対策推進法が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として規定されました。2025(令和7)年2月に改定された「地球温暖化対策計画」では、2030(令和12)年度において、温室効果ガスを2013(平成25)年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていくという目標に加え、2035(令和17)年度に60%、2040(令和22)年度に73%削減することを目指す、新たな目標が示されています。

#### (2) 海洋プラスチックごみ問題

プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装に広く利用されている現代社会に不可欠な素材である一方、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出していると推計され、地球規模での海洋汚染による生態系や生活環境などへの影響が顕在化しています。そのため、国連をはじめとする国際会議では、この問題を重要かつ喫緊の課題として議論が進められ、使い捨てプラスチックの生産や使用、輸入を規制するなどの動きが始まっています。

我が国においても、この問題に対処するため、2019(令和元)年5月に、プラスチックごみの適正処理や3R、代替素材への転換を推進していくことを盛り込んだ「プラスチック資源循環戦略」や、海洋へのプラスチックごみの流出を効果的に削減していくための「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定されました。

この戦略では、「2035年までに使用済プラスチックをリユース・リサイクル等により100%有効活用」することなどが目標に掲げられています。2020(令和2)年7月には、プラスチック製買物袋(いわゆるレジ袋)の有料化がスタートし、2021(令和3)年6月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定されるなど、一層のプラスチックに係る資源循環の促進が求められています。

### (3) 食品ロスの問題

世界には食料不足・栄養失調に苦しむ人々が数多く存在する一方で、まだ食べることでできる食品が日常的かつ大量に廃棄される「食品ロス」が問題となっています。食品ロスの発生は、食料生産に伴う多量のエネルギー消費や、廃棄時の運搬・焼却による余分な温室効果ガスの排出などを引き起こし、環境への負荷を増加させます。2015(平成27)年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても、食品ロスについて言及されており、その削減は解決すべき国際的な重要課題とされています。

食料の多くを輸入に依存している我が国はとりわけ、食品ロスの問題に真摯に取り組むことが求められています。こうした状況を受け、2019(令和元)年5月に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布され、2025(令和7)年3月には、「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。この方針では、全国の家系食品ロスを2000年度比で2030年度までに半減(2030年を待たずに早期達成)し、事業系食品ロスを2000年度比で2030年度までに60%削減することや、食品ロスの問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とすることが目標とされています。

### (4) 持続可能な開発目標(SDGs)

2015(平成27)年9月の国連サミットにおいて、国際社会が共通して2016(平成28)年～2030(令和12)年の間に達成すべき、貧困や飢餓の根絶、水と衛生の利用可能性と管理の確保、再生可能エネルギーの利用、気候変動への対策、陸域生態系や森林資源の保全など、環境、経済、社会の向上に関する17の国際目標「持続可能な開発目標(SDGs)」が全会一致で採択されました。

SDGsの17の目標は相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することや、一つの行動によって複数の側面における負荷を低減し利益を生み出すマルチベネフィットを目指す特徴を持っています。

このSDGsの理念を共有し、その考えを取り入れていくことが求められています。

(SDGsの17の目標から見た分野別施策の関係性は、84ページに掲載しています。)



資料：国連広報センター

## 第3章 基本理念と施策体系

### 1. 基本理念

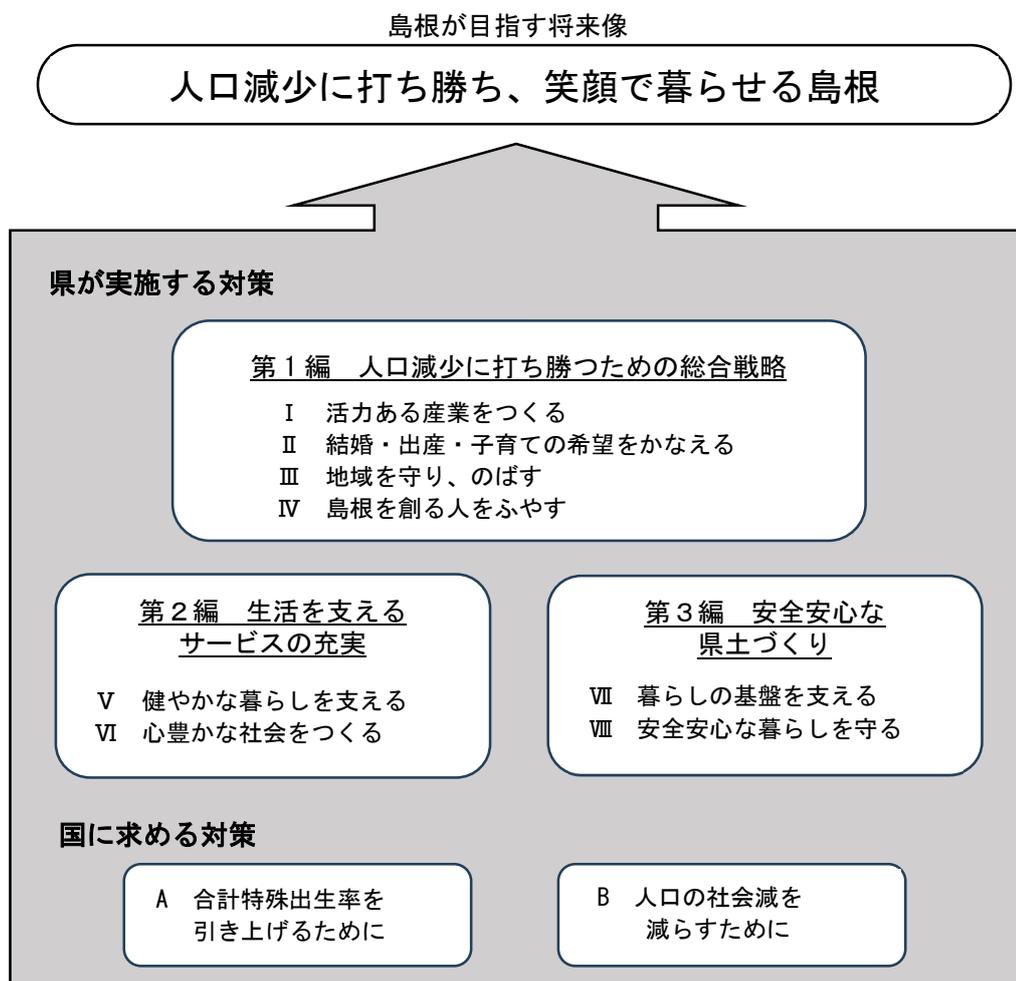
島根県では、2020(令和2)年3月に、今後の施策運営の総合的・基本的な指針として、県の最上位の行政計画である「島根創生計画」を策定、2025(令和7)年3月には第2期計画を策定しました。

その中では、島根の目指す将来像について、若者が増え、次代を担う子どもたちが増えることで活気にあふれ、県民一人ひとりが愛着と誇りを持って幸せに暮らし続ける島根を描き、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」としています。

地球規模での環境問題に関心が高まる中、豊かな自然と調和した生活環境は島根の強みであり、その持続可能な活用を進めることが、島根に暮らす人や訪れる人への魅力となって、この将来像の実現につながります。

こうしたことから、この計画の基本理念を「豊かな環境の保全と活用により、笑顔で暮らせる島根を目指す」と定め、市町村、関係団体・NPO等と連携・協働し、県民や事業者の皆さんと共に取組を進めてまいります。

＜参考＞島根創生計画の構成

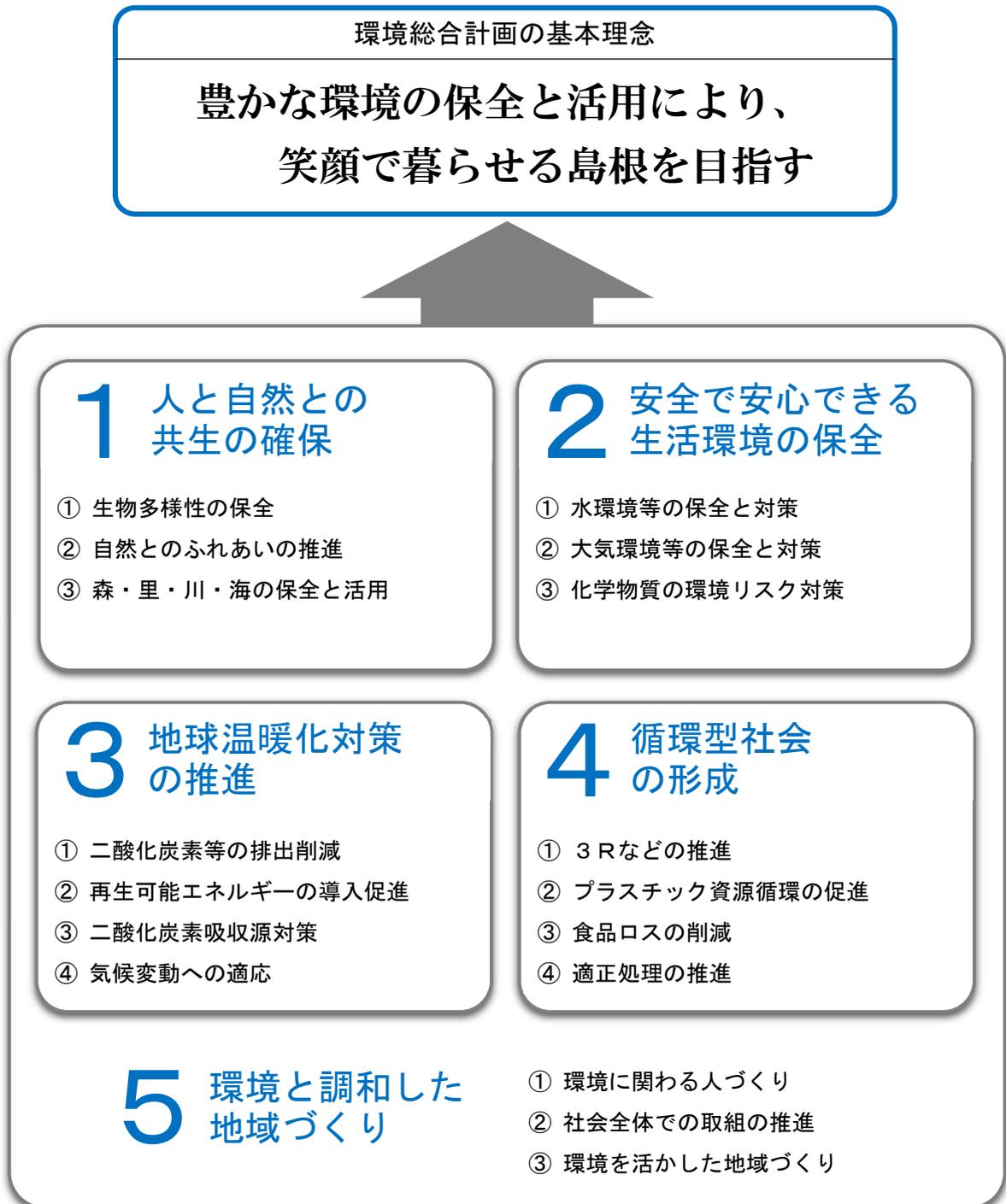


## 2. 施策体系

基本理念の実現に向け、5つの施策体系により、総合的かつ計画的に取組を推進します。

「1 人と自然との共生の確保」と「2 安全で安心できる生活環境の保全」は、暮らしに身近な環境問題について、「3 地球温暖化対策の推進」と「4 循環型社会の形成」は、地球規模の環境問題を視野に入れて、対策に取り組んでいきます。

そして、「5 環境と調和した地域づくり」では、県民一人ひとりの地域や組織における自主的・主体的な取組を促進し、地域づくりとして定着・発展させていきます。



### 3. 計画の推進

#### (1) 推進体制

この計画に掲げた施策を全庁で推進するため、各部署の各課を総括する主管課長で構成する「環境管理委員会」において緊密な連携や施策の調整等を行いながら、総合的・効果的な推進を図ります。

また、市町村や、施策に関わる関係団体・NPO等との連携・協働を進め、島根県単独では解決できない問題については、国や他の自治体との連携や、国際的な連携を図ります。

#### (2) 進捗管理

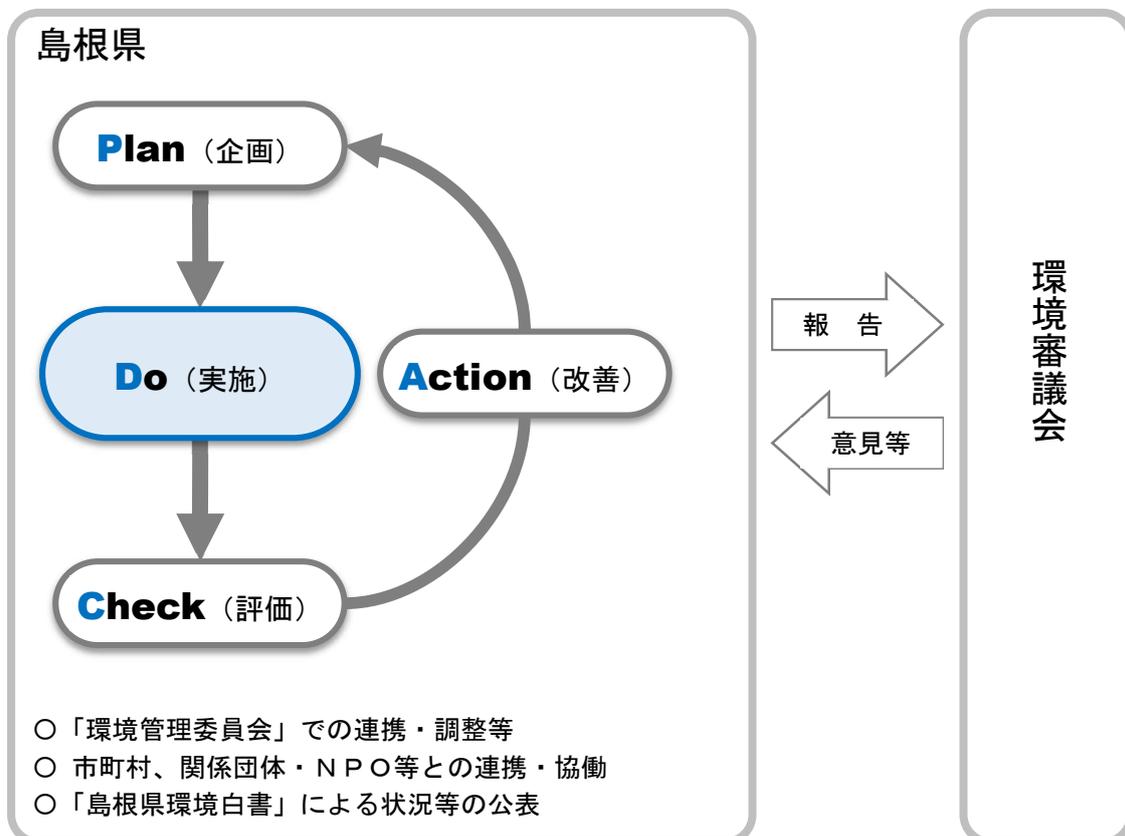
県の施策については、最上位計画である「島根創生計画」において、企画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを通じた評価を毎年度実施することとしています。

環境総合計画においても、このPDCAの仕組みと整合性をとりながら、施策ごとに評価指標（KPI）を設定し、進捗管理を行います。進捗状況や評価結果については、「島根県環境審議会」に報告し、意見等を取組の改善に活かします。

なお、施策ごとの具体的な取組内容については、毎年度の予算編成を通じて、柔軟に改善を図りながら推進します。

#### (3) 報告書の公表

環境の状況、環境の保全に関して県が講じた措置等について、島根県環境基本条例第8条に基づき、「島根県環境白書」としてとりまとめ、毎年、公表します。



(p. 13～51 省略)

## 第 4 章 循環型社会の形成

私たちの社会は、大量生産と大量消費によって、経済的に大きく発展してきましたが、同時に大規模な資源採取による資源の枯渇、自然破壊、大量の廃棄物の発生、温室効果ガス排出による地球温暖化など、環境への影響が大きな社会問題となっています。

そのため、「循環型社会形成推進基本法」が2000(平成12)年に制定され、自然界から新たに採取する資源をできるだけ少なくし、製造された製品は長期間使用、いったん使用済みとなったものでも、循環資源として生産活動に再投入することにより、最終的に自然界へ廃棄されるものをできるだけ少なくする「循環型社会」を推進してきました。

さらに、この計画で目指す循環型社会は、「ごみ」をできるだけ出さない社会、また、出た「ごみ」は「循環資源」として再認識し、これまで「ごみ」として処分されていた有用な資源の価値をできるだけ維持しながら、何度でも、活かすことができる社会です。その実現に向けては、3Rの前提となる分別や、仕分しやすい商品の普及、消費者の選択・実践(エシカル消費※1)に加えて、経済活動の中で、資源の投入量・消費量を抑えつつ、資源を循環的に利用し続け、製品やサービスに新たな価値を生み出していく「循環経済(サーキュラーエコノミー)※2」への移行が求められています。

また、特に近年問題となっているのが、廃プラスチックによる世界的な海洋汚染です。ポイ捨てや不法投棄などによりプラスチックが海洋に流出し、沿岸に打ち上げられて美観を損ねるだけでなく、海洋に長期間存在し、誤食等により海洋生物などにも影響を与えるほか、微細化したマイクロプラスチックによる生態系への影響も懸念されています。

プラスチックごみの削減に向け、消費者による使用量の削減や再使用の実践、分別回収によるリサイクルの推進などの3Rや適正処理のほか、事業者においても、使用量の削減、代替となる素材の導入など、3R+<sup>リニューアブル</sup>Renewable※3の取組が求められています。

県では、2005(平成17)年からマイバッグの利用促進などレジ袋削減に向けた取組を推進していますが、2020(令和2)年7月からのレジ袋有料化や、2022(令和4)年4月のプラスチック資源循環法の施行を契機に、一人ひとりがプラスチックの適切な利用について一層考え、行動につなげていく必要があります。

まだ食べることができる食品が日常的に廃棄されている「食品ロス」も大きな課題となっており、県民や事業者が、食品の生産、製造、販売の各段階や、外食時、家庭での買い物、保存、調理などの各場面に応じて食品ロスの削減に取り組むことが重要です。

また、地域のルールに従ったごみ出しに困難を感じる高齢者への支援など、分別、収集、仕分といった循環システムを持続する上での新たな課題への対応も求められています。

循環型社会の形成に向けて、国際的な動向にも留意しつつ、各主体が今できることから取組を進め、将来的な技術革新なども取り入れながら、社会全体で取り組んでいく必要があります。

※1～3：用語説明参照(54ページ)

## 循環型社会の形成

### 1. 3Rなどの推進

循環型社会の形成に向けては、経済活動の中で、資源の投入量・消費量を抑えつつ、資源を循環的に利用し、製品やサービスに新たな価値を生み出す「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行が求められています。製品の生産、消費、廃棄の各段階における3Rなどに社会全体で取り組みます。

### 2. プラスチック資源循環の促進

国のプラスチック資源循環戦略に掲げる「3R+<sup>リニューアブル</sup>Renewable」の理念に基づく廃棄物関連の各施策に協力して取り組み、経済性及び技術的可能性を考慮しつつプラスチックの資源循環を促進し、脱炭素社会をめざします。

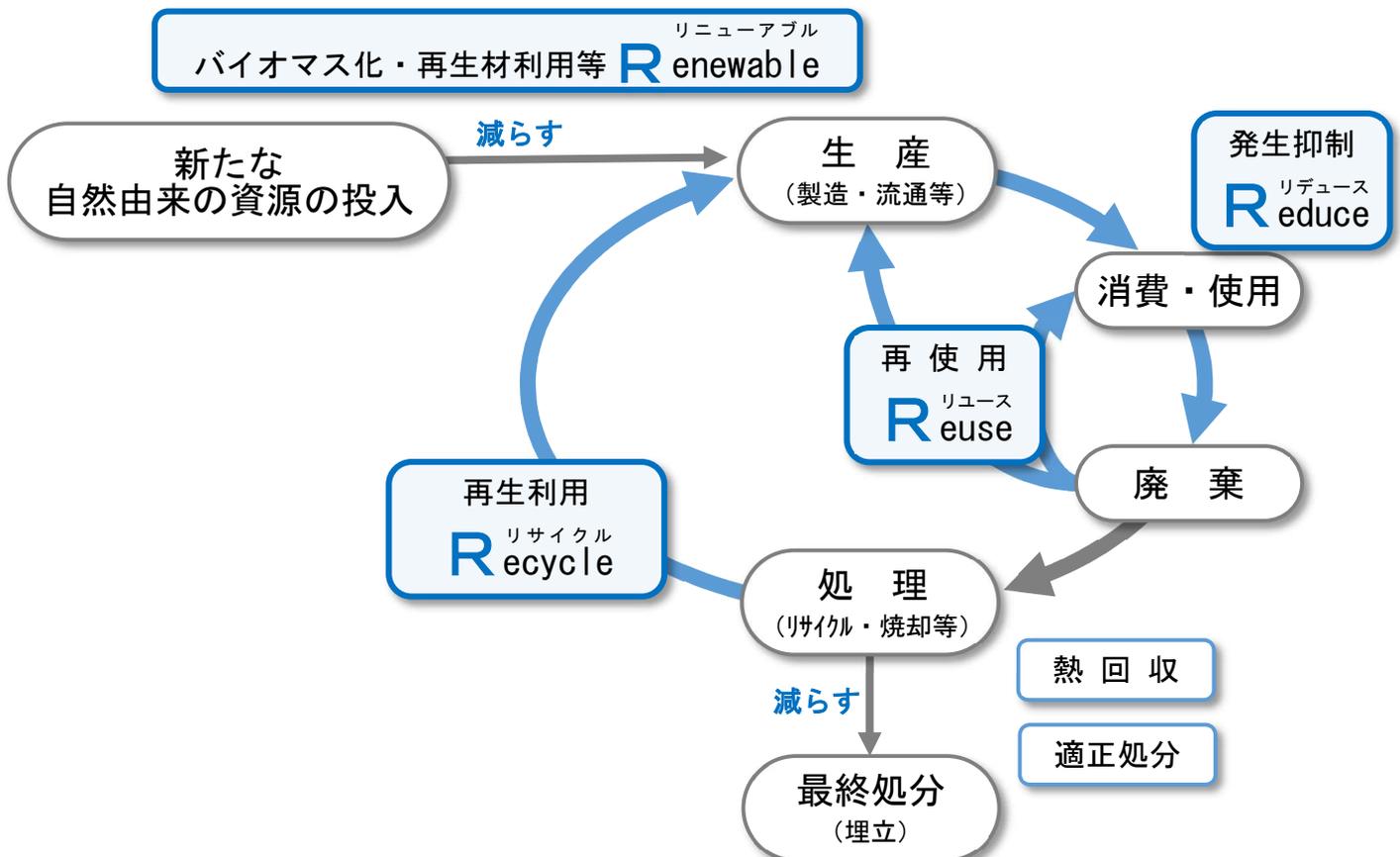
### 3. 食品ロスの削減

まだ食べることができる食品の廃棄は、国際的にも重要な課題です。食べ物を無駄にしない意識の醸成・定着と、具体的な実践を促します。

### 4. 適正処理の推進

地域社会や地域経済のためには、廃棄物の適正な処理が不可欠です。県民、事業者、市町村とともに、不法投棄の防止や、安全で信頼できる処理体制の確保などを進めます。

<循環型社会のイメージ> 新たな自然由来の資源の投入を減らし、投入された資源については、できる限り循環的に利用（再使用できるものは再使用、再使用されないものは再生利用、再生利用されないものは熱回収）する、できるだけごみを出さない社会



### ※1〔エシカル消費〕

「エシカル (ethical)」とは、「倫理的、道徳的」という意味の英語で、「エシカル消費」を日本語に直訳すると、「倫理的消費」となります。「エシカル消費」とは、より良い社会に向けた、人や社会、環境などに配慮した消費行動のことです。

県内においては、これまでレジ袋削減や食品ロス削減に向けた啓発を行ってきましたが、循環経済への移行に向けては、これらに加えて、資源循環に配慮した製品を選ぶ消費行動が求められます。さらに、製品を繰り返し長く使うことや、適切な分別をすることまで含め、消費者の役割は一層重要となっています。

### ※2〔循環経済（サーキュラーエコノミー）〕

ごみが出ることを前提として生産や消費を行うのではなく、資源の投入量・消費量を抑え、資源を循環的に利用し続けながら、製品やサービスに新たな価値を生み出す経済活動のことです。

事業者には、再生可能な資源を利用することはもちろん、資源の分別やリサイクルを想定して分解しやすくしたり、長期間の使用や繰り返しの使用を可能としたり、軽量化によって資源の使用を抑えたりするなど、設計段階から資源循環に配慮する「環境配慮設計」が求められています。

消費者には、資源循環に配慮した製品を選択し、なるべく長く使い、再資源化に向けて分別を徹底するなど、環境に配慮した消費行動が求められています。

また、循環資源の確保に向けては、廃棄物の回収やリサイクルを担う事業者や市町村の役割もますます重要になっています。

### ※3〔3 R + Renewable〕

ごみを減らすための代表的な行動をまとめたもので、従来から推進している3 R（リデュース、リユース、リサイクル）に、Renewable（バイオマス化・再生材利用等）を加えたものです。

まずは、マイバッグを利用してレジ袋の使用を減らすといったような、ごみを生まないようにするリデュース（発生抑制）の取組が大切です。

その上で、製品の繰り返し使用や、フリーマーケットなどでの不用品の再活用によってごみにしないリユース（再使用）、資源として分別し、再生品の原料や燃料として使用するリサイクル（再生利用）により、最終的に廃棄されるごみを減らしていく必要があります。

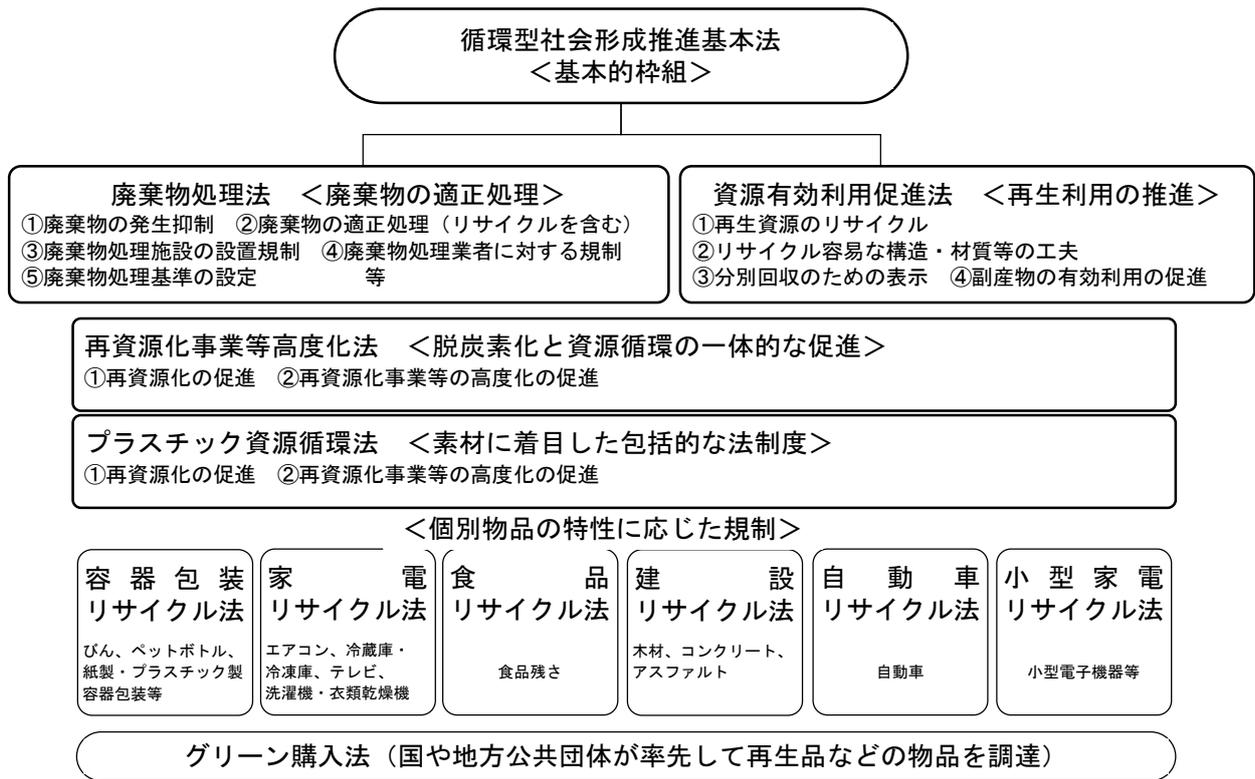
また、製品の設計や製造を行う事業者には、プラスチック使用製品の素材を、資源が枯渇する恐れのないバイオマスプラスチックに置き換えるといったような、Renewableにより、新しい資源の投入量を減らす取組も求められています。

#### 〔循環資源の再利用〕

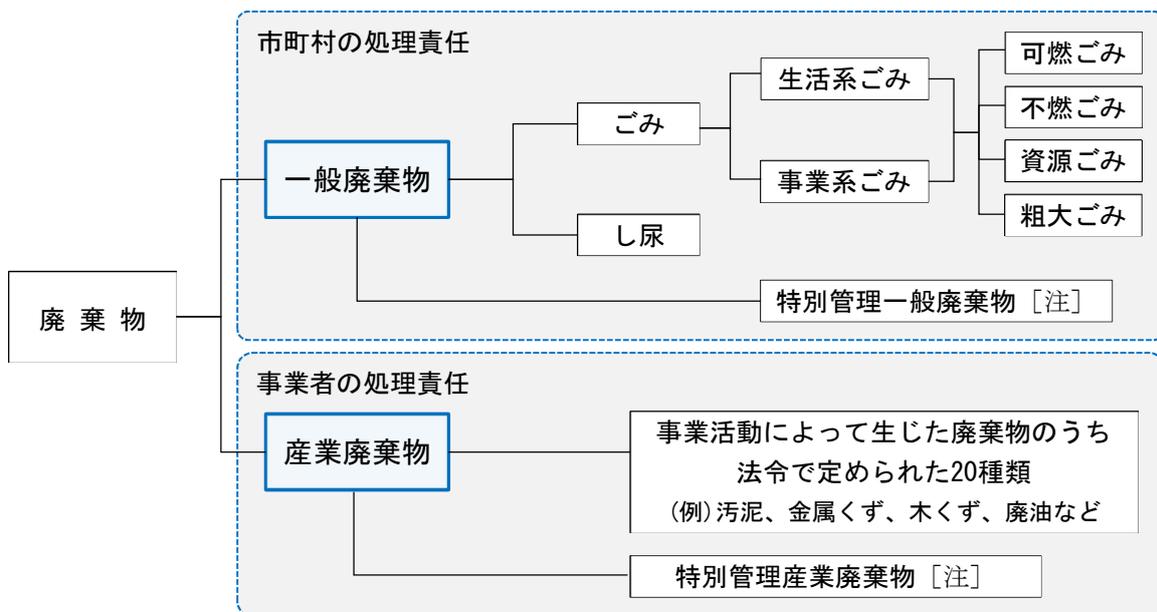
循環型社会形成推進基本法においては、技術的及び経済的に可能な範囲で、「再使用」「再生利用」「熱回収」の順で優先順位をつけて循環的な利用をすることが原則とされています。

また、プラスチック資源循環法においては、部品や原材料等に利用したり、固形燃料化や油化したりすることでの「再資源化等」が促進されています。

<循環型社会を形成する法体系>



<廃棄物の区分>



[注] 特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物とは、爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれのある性状を有するもの。

(例) 特別管理一般廃棄物：PCB使用物品、ばいじん、ダイオキシン類含有物  
特別管理産業廃棄物：廃油、廃酸、廃アルカリ、特定有害産業廃棄物

## 廃棄物処理法第五条の五「都道府県計画」について

島根県環境総合計画は、廃棄物処理法第5条の5に基づき、国の基本方針に即して定める都道府県計画として位置づけられており、具体的には下記のとおりです。

### 参考 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(都道府県廃棄物処理計画)

第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み

第4章 〈一般廃棄物及び産業廃棄物の現況〉 57ページから64ページまで

#### 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項

第4章 循環型社会の形成 52ページから73ページまで

#### 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

第4章

1. 3Rなどの推進 66ページから67ページまで

2. プラスチック資源循環の促進 68ページから69ページまで

4. 適正処理の推進 72ページから73ページまで

島根県ごみ処理広域化・集約化計画参照

#### 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

第4章

1. 3Rなどの推進 66ページから67ページまで

2. プラスチック資源循環の促進 68ページから69ページまで

4. 適正処理の推進 72ページから73ページまで

#### 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

第4章 4. 適正処理の推進 72ページから73ページまで

島根県災害廃棄物処理計画参照

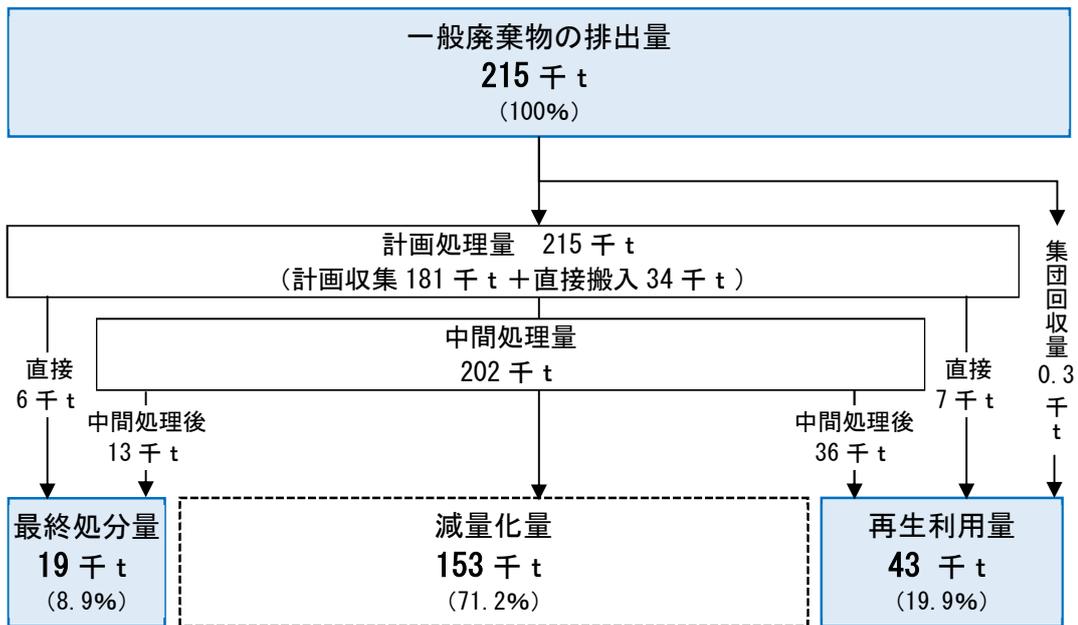
なお、廃棄物処理法第24条の2により松江市が行う産業廃棄物関連の事務についても、計画達成に必要な措置（同法第5条の6）として上記に沿ったものとする。

<一般廃棄物及び産業廃棄物の状況>

1. 一般廃棄物

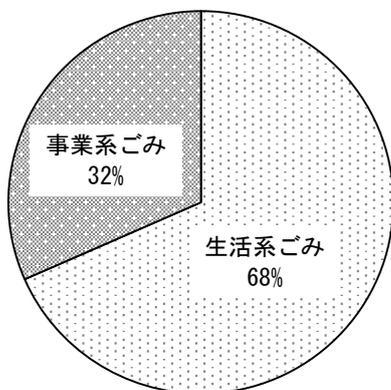
2023(令和5)年度の一般廃棄物の処理状況をみると、排出量215千tのうち、202千tが焼却、破砕等の中間処理が行われ、43千t(19.9%)が再生利用、19千t(8.9%)が最終処分されています。

<2023年度の処理状況>

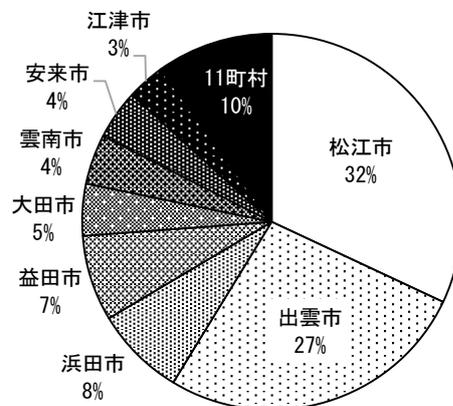


資料：「令和5年度実績 一般廃棄物処理の現況」

<生活系ごみ・事業系ごみの構成>



<市町村別排出量の構成>



資料：「令和5年度実績 一般廃棄物処理の現況」

〔一般廃棄物の排出量〕

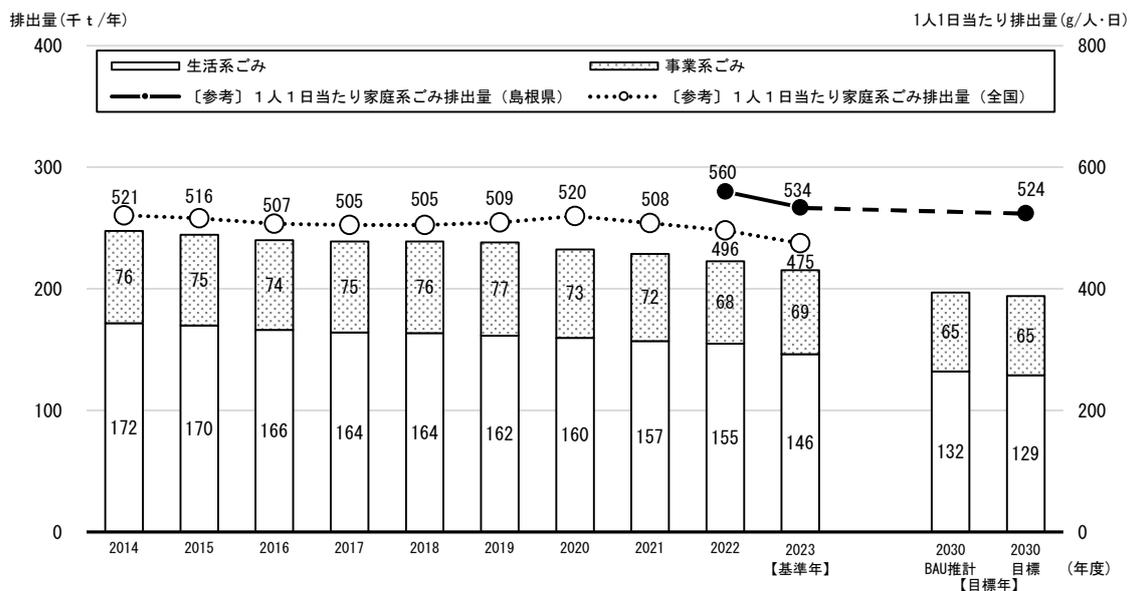
一般廃棄物の排出量は、人口の減少や、ごみを出さないライフスタイルへの変化などによって減少傾向にあります。県民1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、地域差はみられますが、2023(令和5)年度は534gとなっており、全国平均475gと比較すると59gほど多く、ものを大切に長く使うことや、必要以上にものを買わないこと、食品ロスを減らすことなどのリデュースの取組、使い終わったものを繰り返し使うリユースの取組など、県民全員が主体的かつ意識的にごみの削減に取り組むことが大切です。

一般廃棄物のうち3割程度を占める事業系ごみについては、事業活動が盛んな市町村で高い傾向があり、事業所での積極的なペーパーレス化や分別などによる減量化の推進が必要です。

目 標	基準年[2023年度]	目標年[2030年度]
一般廃棄物の排出量 9.7%以上削減	215 千 t	194 千 t
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 524 g	534 g	524 g

2025年度目標の215千t（2018年度比で10%以上削減）からさらに削減が進み、次の目標年（2030年度）における排出量は197千tと、2023年度比で8.4%減少することが推計されています。

一方で、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は全国平均より多くなっていることから、食品ロスの削減や分別などの取組をさらに進めることで10g/人日を削減し、排出量全体としては、2030年度比で9.7%以上削減することを目標としました。



- ・ BAU推計：新たな取組を行わず現状趨勢した場合の将来推計。
- ・ 県の廃棄物処理計画は、国の廃棄物処理基本方針（おおむね5年ごとに見直し）に即して定めることとされているため、2030年度を目標年とした。
- ・ 排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量（民間事業者の回収量を除く）
- ・ 家庭系ごみ排出量＝生活系ごみ－（集団回収量＋資源ごみ＋直接搬入ごみのうち資源利用されるもの）

〔一般廃棄物の再生利用率〕

一般廃棄物の再生利用率は減少傾向にありますが、全国平均を上回って推移しており、2023(令和5)年度の再生利用率は、全国平均19.5%に対し、島根県は19.9%でした。種類別の再生利用量では、紙類が最も多く、熔融スラグ、固形燃料、金属類、容器包装プラスチック、ガラス類、焼却灰・飛灰のセメント原料化が続きます。

特に、全体に占める割合の多い紙類において再生利用量の減少幅が大きく、全体の再生利用率の低下につながっています。ただし、ここに挙げた再生利用率には、民間のリサイクルステーションの回収量が含まれていないことに留意が必要です。

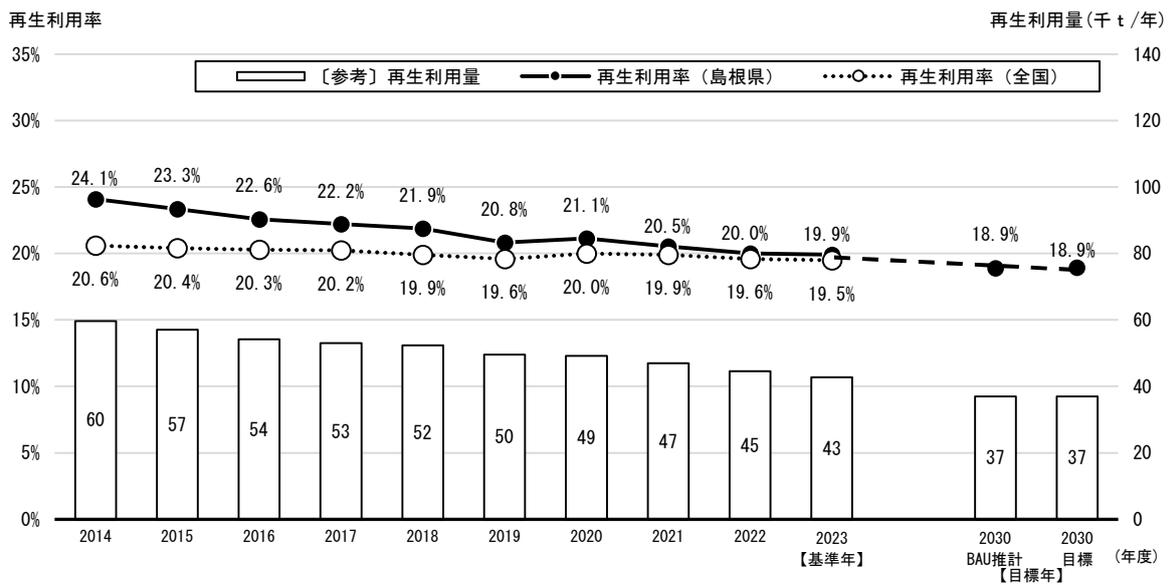
可燃ごみと一緒に、まだ資源化できる紙類や容器包装プラスチックなどが捨てられ、十分に再生利用されていないことも推察され、家庭及び事業所において、容器包装や紙ごみなどの分別を更に徹底することが重要です。

目 標	基準年[2023年度]	目標年[2030年度]
一般廃棄物の再生利用率 18.9%以上	19.9 %	18.9 %

2025年度目標は23%以上としていましたが、次の目標年（2030年度）における再生利用率は18.9%と、2023年度比で1.0ポイント低下することが推計されています。

国の再生利用率の2030年度の目標値は26%となっていますが、資源ごみの取扱いは自治体毎に異なるため、県内の実情に合わせた目標設定が必要です。

県内における一般廃棄物の再生利用率は、全国平均を上回っているものの減少傾向にあることや、県民の分別の取組により民間のリサイクルステーションでの回収量が増えることも考慮し、18.9%以上とすることを目標としました。



- ・ 再生利用量＝処理後再生利用量＋直接資源化量＋集団回収量
- ・ 再生利用率＝再生利用量÷排出量
- ・ 再生利用量：製品化され燃料として利用されるものを含み、廃棄物処理の余熱利用は含まない。

〔一般廃棄物の最終処分量〕

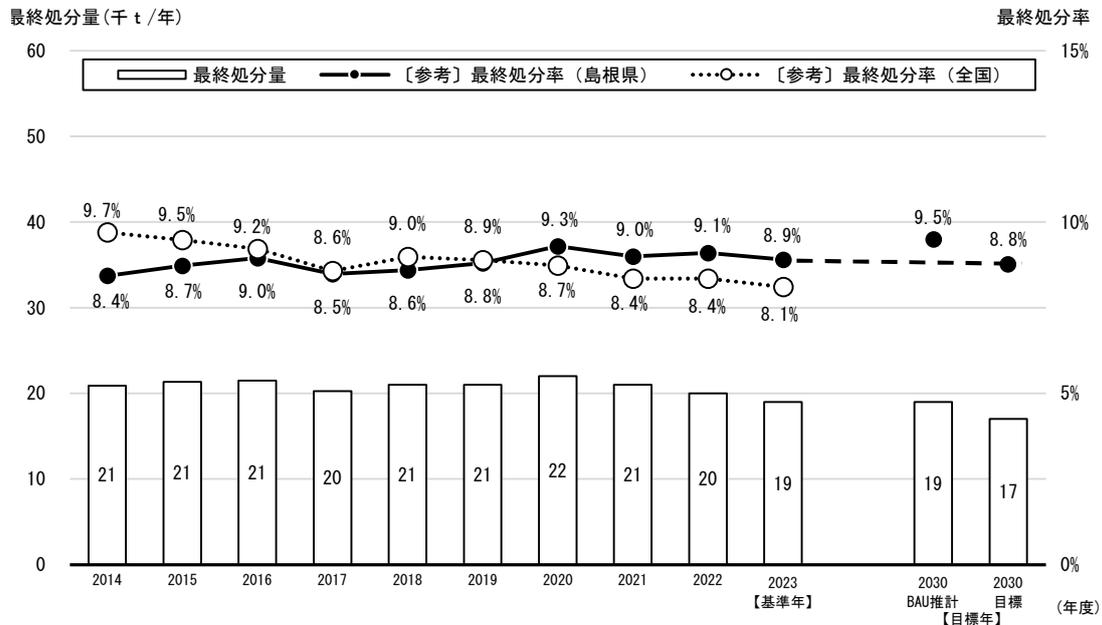
一般廃棄物の最終処分量は、ほぼ横ばいで推移しています。最終処分率は、2020(令和2)年度以降は全国平均よりも高い水準で推移しており、2023(令和5)年度は、全国平均8.1%に対し、島根県は8.9%でした。

処理の内訳としては、半分程度を焼却残さが占めており、最終処分量の削減に向けては、リデュースやリユース、ごみの分別を推進し、可燃ごみの量を削減していくことが重要です。

目 標	基準年[2023年度]	目標年[2030年度]
一般廃棄物の最終処分量 10.5%以上削減	19 千 t	17 千 t

2025年度目標の18千 t に向け、少しずつ削減が進んでいますが、次の目標年(2030年度)における最終処分量は19千 t と、横ばいとなることが推計されています。

一方で、最終処分率は全国よりも高くなっており、今後もやや上昇が見込まれることから、家庭系ごみの排出削減や、再資源化などの取組を推進することにより、最終処分量を2030年度比で10.5%以上削減することを目標としました。



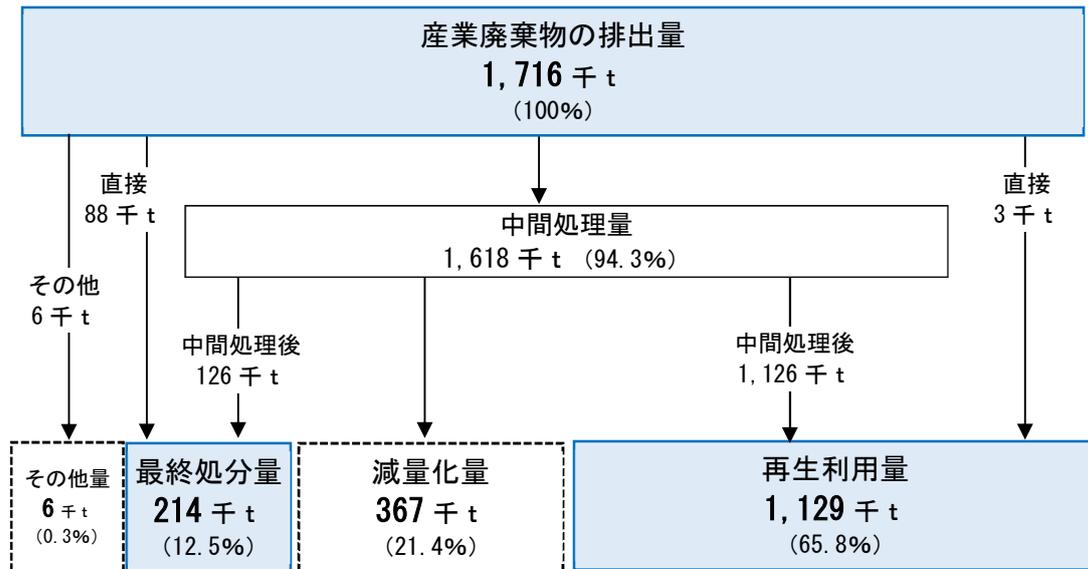
- ・ 最終処分量 = 排出量 - (再生利用量 + 減量化量)
- ・ 最終処分率 = 最終処分量 ÷ 排出量

2. 産業廃棄物（農業系を除く）

2023(令和5)年度の産業廃棄物の処理状況をみると、排出量1,716千tが事業者自ら又は産業廃棄物処理業者などへの委託により処理されています。

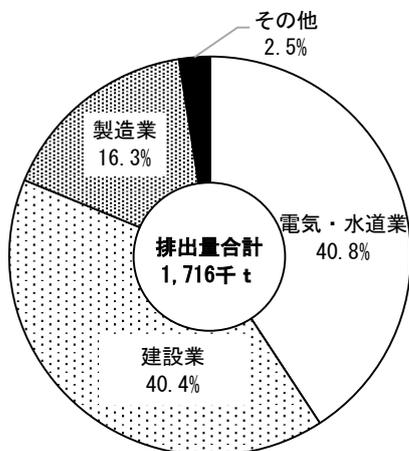
中間処理量は1,618千t(94.3%)で、1,129千t(65.8%)が再生利用、214千t(12.5%)が最終処分されています。

<2023年度の処理状況（農業系を除く）>

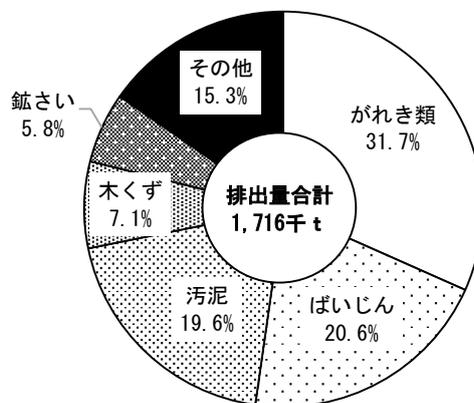


資料：「令和6年度 島根県産業廃棄物実態調査報告書（令和5年度実績）」

<2023年度の業種別排出量構成>



<2023年度の種別別排出量構成>



資料：「令和6年度 島根県産業廃棄物実態調査報告書（令和5年度実績）」

## 〔産業廃棄物の排出量（農業系を除く）〕

産業廃棄物の排出量は、景気に左右されやすく変動が大きくなっていますが、2015(平成27)年度以降おおむね横ばいで推移しています。

県内における主な産業廃棄物は、建設事業者等から排出される「がれき類」、「木くず」、下水道事業者等からの「汚泥」、電気事業者等からの「ばいじん」、鋳物事業者等からの「鋳さい」です。このうち、電気事業者から出る「ばいじん」は、稼働状況によって大きく変動し、県全体の排出量、再生利用率及び最終処分量に影響します。

目 標	基準年[2023年度]	目標年[2030年度]																																																				
産業廃棄物の排出量 6.4%以下の増加に抑制	1,716 千 t	1,826 千 t																																																				
<p>2025年度目標の1,788千 t（2018年度比で16%以下の増加に抑制）は達成が見込まれますが、次の目標年（2030年度）における排出量は1,826千 t と、2023年度比で6.4%増加することが推計されています。これは、2022年度の火力発電設備の増設にともない、今後電気事業者からの排出量の増加が見込まれているため、電気事業者からの排出量を除いた場合は3.5%削減となります。</p> <p>このような県内の産業構造を踏まえ、2023年度比で6.4%以下の増加に抑制することを目標としました。</p>																																																						
<p>排出量(千 t /年)</p> <table border="1"> <caption>産業廃棄物の排出量（千 t /年）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>排出量（火力発電所分）</th> <th>排出量（その他事業所分）</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2014</td><td>317</td><td>1,511</td><td>1,828</td></tr> <tr><td>2015</td><td>238</td><td>1,118</td><td>1,356</td></tr> <tr><td>2016</td><td>310</td><td>1,260</td><td>1,570</td></tr> <tr><td>2017</td><td>342</td><td>1,205</td><td>1,547</td></tr> <tr><td>2018</td><td>243</td><td>1,301</td><td>1,544</td></tr> <tr><td>2019</td><td>284</td><td>1,203</td><td>1,487</td></tr> <tr><td>2020</td><td>247</td><td>1,197</td><td>1,444</td></tr> <tr><td>2021</td><td>245</td><td>1,299</td><td>1,544</td></tr> <tr><td>2022</td><td>421</td><td>1,081</td><td>1,502</td></tr> <tr><td>2023</td><td>395</td><td>1,321</td><td>1,716</td></tr> <tr><td>2030 (BAU推計)</td><td>552</td><td>1,274</td><td>1,826</td></tr> <tr><td>2030 (目標)</td><td>552</td><td>1,274</td><td>1,826</td></tr> </tbody> </table>			年度	排出量（火力発電所分）	排出量（その他事業所分）	合計	2014	317	1,511	1,828	2015	238	1,118	1,356	2016	310	1,260	1,570	2017	342	1,205	1,547	2018	243	1,301	1,544	2019	284	1,203	1,487	2020	247	1,197	1,444	2021	245	1,299	1,544	2022	421	1,081	1,502	2023	395	1,321	1,716	2030 (BAU推計)	552	1,274	1,826	2030 (目標)	552	1,274	1,826
年度	排出量（火力発電所分）	排出量（その他事業所分）	合計																																																			
2014	317	1,511	1,828																																																			
2015	238	1,118	1,356																																																			
2016	310	1,260	1,570																																																			
2017	342	1,205	1,547																																																			
2018	243	1,301	1,544																																																			
2019	284	1,203	1,487																																																			
2020	247	1,197	1,444																																																			
2021	245	1,299	1,544																																																			
2022	421	1,081	1,502																																																			
2023	395	1,321	1,716																																																			
2030 (BAU推計)	552	1,274	1,826																																																			
2030 (目標)	552	1,274	1,826																																																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BAU推計：新たな取組を行わず現状趨勢した場合の将来推計。</li> <li>・ 県の廃棄物処理計画は、国の廃棄物処理基本方針（おおむね5年ごとに見直し）に即して定めることとされているため、2030年度を目標年とした。</li> <li>・ 排出量＝発生量－有償物量</li> </ul>																																																						

〔産業廃棄物の再生利用率（農業系を除く）〕

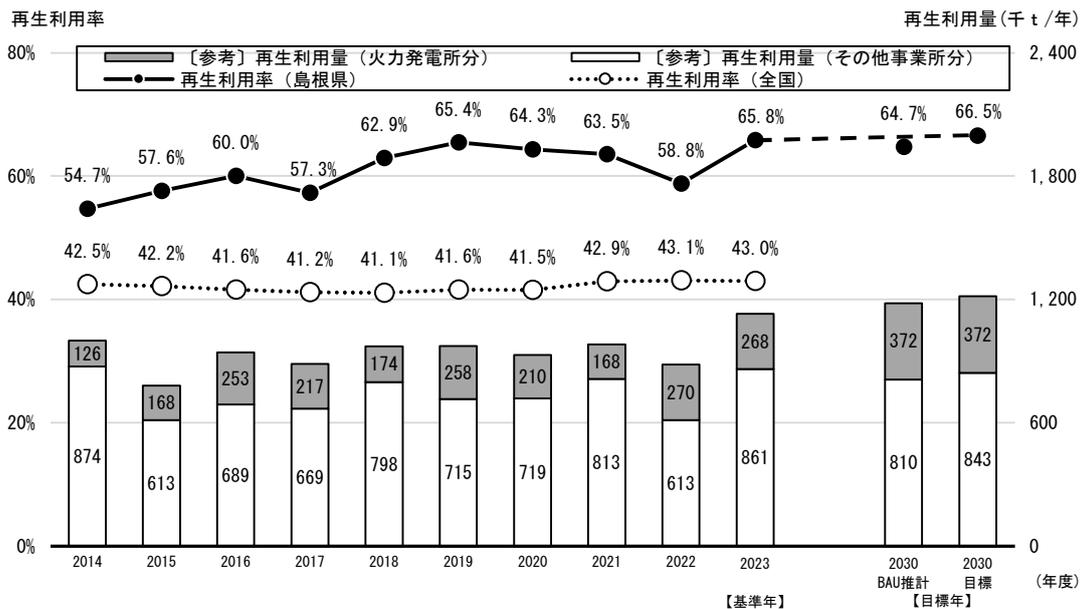
産業廃棄物の再生利用率は、全国平均よりも高いレベルで推移しており、2023(令和5)年度の再生利用率は、全国平均43.0%に対し、島根県では65.8%でした。これは、県内の排出量の約4割を占める建設業において「がれき類」の再生利用が進んでいることや、同じく約4割を占める電気事業において「ばいじん」の再生利用が伸びてきたことなどが背景にあります。

製造業からの「廃プラスチック」も比較的高い再生利用率となっていますが、さらなるプラスチックの資源循環に向け、一層の取組が必要です。

目 標	基準年[2023年度]	目標年[2030年度]
産業廃棄物の再生利用率 66.5%以上	65.8 %	66.5 %

2025年度目標の63%を達成し、次の目標年（2030年度）における再生利用率は64.7%と、2023年度比で1.1ポイント低下することが推計されています。これは電気事業者の火力発電所からの排出量の増加によって、全体の再生利用率が低下すると予想されるためです。

今後、国全体でプラスチック分野の取組が進むことを考慮し、目標年の推計値よりも高い、66.5%以上とすることを目標としました。



- ・再生利用率＝再生利用量÷排出量
- ・再生利用量：製品化され燃料として利用されるものを含み、廃棄物処理の余熱利用は含まない。

〔産業廃棄物の再生利用率（農業系）〕

農業から排出される廃棄物は、大半が家畜ふん尿であって、発生抑制になじまない廃棄物であるため、再生利用率についてのみ目標設定を行います。

目 標		基準年[2023年度]	目標年[2030年度]
再生利用率	家畜ふん尿 100%	100 % [ 662千 t ]	100 % [ 693千 t ]
	農業用廃プラスチック類 55%以上	31 % [ 0.16千 t ]	55 % [ 0.29千 t ]

・ [ ] 内の数値は、再生利用量（農業用廃プラスチック類の再生利用率＝再生利用量÷回収量）

〔産業廃棄物の最終処分量（農業系を除く）〕

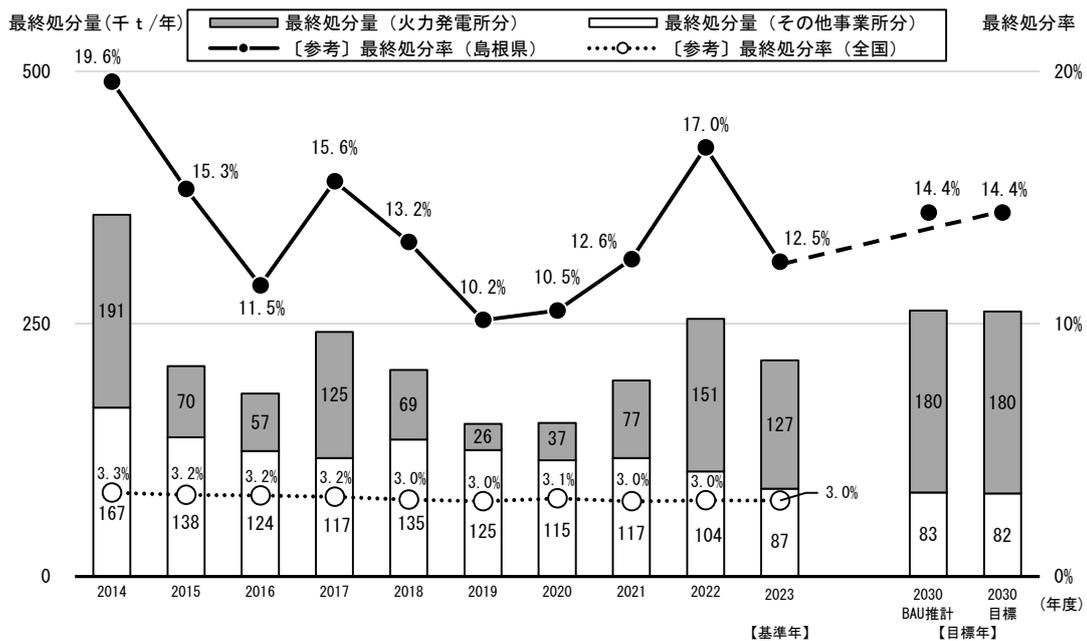
産業廃棄物の最終処分量は、おおむね減少傾向にあります。最終処分率については全国平均よりも高い水準で推移しており、2023(令和5)年度最終処分率は、全国平均3.0%に対し、島根県では12.5%でした。

主要な種類別では、汚泥、鉱さい、ばいじんの最終処分率が全国平均よりも高く、特に、ばいじんの最終処分率は大幅に高い水準となっています。最終処分量を減らすため、セメント原料や土木資材などへの再生利用を進める必要があります。

目 標	基準年[2023年度]	目標年[2030年度]
産業廃棄物の最終処分量 22.4%以下の増加に抑制	214 千 t	262 千 t

2025年度目標の306千 t（2018年度比で49%以下の増加に抑制）は達成が見込まれますが、次の目標年（2030年度）における最終処分量は262千 t と、2023年度比で22.4%増加することが推計されています。これは2022年度の火力発電設備の増設に伴う電気事業者からの排出量の増加により最終処分量も増加することが大きく影響しています。

今後、国全体でプラスチック分野の取組が進むことを考慮し、目標年の推計値よりも最終処分量の削減を進め、2030年度比で22.4%以下の増加に抑制することを目標としました。



- ・ 最終処分量 = 排出量 - (再生利用量 + 減量化量)
- ・ 最終処分率 = 最終処分量 ÷ 排出量



### 《リチウムイオン電池》

リチウムイオン電池は小型で軽量、エネルギー密度が高く、経済性に優れていることから、様々な身の回りの製品に普及している一方、強い衝撃や高温環境に弱く、それらが理由で発火に至ることがあり、火災事故が頻発しています。

県内でも、近年、いくつかの市町のごみ処理の過程で、リチウムイオン電池製品による火災が疑われる事故が報告され、ごみの収集に支障が出たり、復旧に多額の費用を要したりと、以前にも増して問題となっています。廃棄の際は、地域のルールに従った適切な行動が必要です。

総務省消防庁の報告では、全国でもリチウムイオン電池を搭載した製品から出火した火災が増加傾向とされ、国土交通省は、2025(令和7)年7月には航空機内、9月には鉄道車内でのモバイルバッテリーの取扱いについて注意喚起を強化するなど、その危険性の認識が高まるとともに、経済産業省では資源有効利用促進法施行令を改正し、リチウムイオン電池製品3品目を新たに「指定再資源化製品」に指定するなどの対策を始めています(※令和8年4月1日施行予定)。

2025(令和7)年10月には、国の関係省庁で「リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議」を開催して取組を共有し、総合的な対策に一体となって取り組むことで、リチウムイオン電池の使用及び廃棄時の火災を防止し、重要鉱物資源の回収・再資源化を推進する取組を新たに始めています。

県でも、これまでも県下3ブロックで会議を開催して市町村と情報を共有し対策を促してきたほか、県民向けの注意喚起を、県消費者センターなどと協力して、情報発信に努めていますが、今後も国や市町村と連携して事故防止情報の発信や市町村等での回収強化の推進について、取組を進めていきます。

### 《太陽光パネル》

国の政策として2012(平成24)年に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まって以降、全国的に太陽光発電設備の導入が進み、島根県内でも、現在約42万kW、件数にして2万件を超える太陽光パネルが稼働して、県内の家庭や事業所の電力需要を支える大きな力となっています。

一方で、環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」によると、太陽光パネルの製品寿命は約20~30年程度とされており、全国同様、島根県でも2028(令和10)年頃には初期の発電設備が寿命を迎え、その10~20年後にかけて排出量のピークが訪れ、多量の太陽光パネルが廃棄されると推測されます。

県内では、(一社)しまね産業資源循環協会などの団体・企業12社が共同提案者となっている松江市の脱炭素先行地域の取組のひとつとして、太陽光パネルのリユース、リサイクル事業が先駆的に進められています。その他、島根県産業廃棄物減量税を財源とした県の3R補助金を活用した施設整備や、同協会の会員企業のネットワークを生かした収集・処理体制の全県展開により、地元での太陽光パネルの処理・利活用の体制整備が進められています。

また、国の動向として、次世代の太陽電池「ペロブスカイト太陽電池」の社会実装に向けた支援が加速しています。これまでの再生可能エネルギー政策での課題を踏まえて、太陽光パネル等の原材料の調達から製造、流通、使用、廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通じた評価や、環境等に配慮した適切なリサイクルシステムの確立などの取組も並行して進められており、今後の動向を注視し、将来に向けた適切な対応を選択することが大切です。

## 1. 3Rなどの推進

循環型社会の形成に向けては、経済活動の中で、資源の投入量・消費量を抑えつつ、資源を循環的に利用し、製品やサービスに新たな価値を生み出す「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行が求められています。製品の生産、消費、廃棄の各段階における3Rなどに社会全体で取り組みます。

### 【現状と課題】

循環型社会の形成には、県民生活や事業活動において、ものを大切に長く使うことや、必要以上にものを買わないことなど、ごみの発生そのものを減らすことにつながる「リデュース」の取組が大切です。その上で、繰り返し使う「リユース」や、再び資源として使う「リサイクル」にも取り組む必要があります。

特に、製品の生産や製造、消費などの行動によって多くのごみが発生することから、こうした経済活動の中に3Rを定着させ、資源を循環利用し続けながら、製品やサービスに新たな価値を生み出していく「循環経済」への移行が求められています。

県内においても、地域で発生した廃棄物を貴重な資源と考え、製品に活用したり、資源循環を考慮した環境配慮設計の製品を作ったりといった、事業者の取組を増やしていく必要があります。

消費者には、環境に配慮した製品・サービスを選ぶ「エシカル消費（倫理的消費）」や、製品を繰り返し長く使ったり、廃棄段階で分別を徹底したりといった、資源循環に配慮した消費行動の意識をさらに醸成していく必要があります。

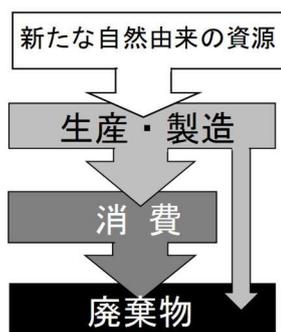
また、回収を担う事業者や自治体には、地域の実情に応じて、資源となる廃棄物を回収し、次の循環につなげていくことが求められます。

循環経済への移行は、SDGsの目標の一つ「つくる責任、つかう責任」とも深く関わっています。県民、事業者、自治体など様々な主体が、製品の設計・製造から使用、廃棄の各段階において役割を果たせるよう、今できることから取組を始め、資源循環の流れを生み出していくことが必要です。

### <循環経済への移行>

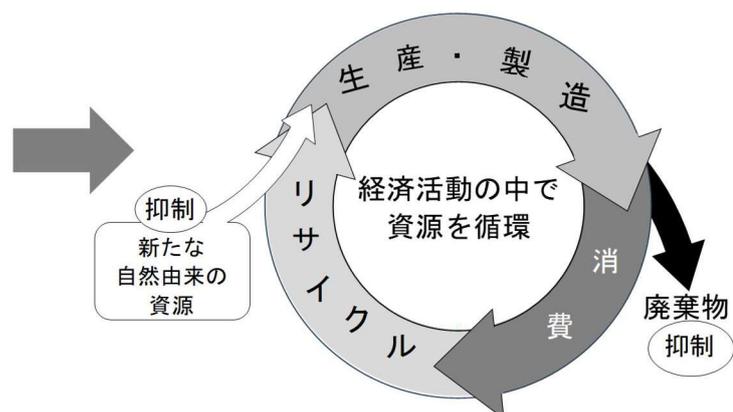
#### 従来の経済活動

大量生産・大量消費・大量廃棄につながる一方通行型の経済活動



#### 循環経済（サーキュラーエコノミー）

資源を循環利用し続けながら製品やサービスに新たな価値を生み出していく経済活動



## 【取組の方向】

### (1) 循環資源の利用などの推進

- ① 発生抑制や再生利用など環境配慮型経営に向けた事業者への支援
- ② 環境配慮設計や廃棄物の発生抑制・再生利用等に関する基礎研究や技術開発の支援  
(産業廃棄物からの有価物回収や、食品残さの高付加価値化に関する技術開発・マッチング支援など)
- ③ 公共事業における資源循環の推進
- ④ 農畜産分野での3Rの推進  
(家畜排泄物の堆肥化や、農業用廃プラスチックの再資源化など)

### (2) 資源循環に配慮した消費行動などの推進

- ① 環境教育・環境学習の推進 [第5章-1参照] (3R、分別の徹底など)
- ② 消費者教育の推進 (エシカル消費)
- ③ 県内の優れたリサイクル製品の利用促進
- ④ 官民連携による推進 [第5章-2参照]

### (3) 循環資源の回収・再資源化等の推進

- ① 市町村の廃棄物処理体制の見直しの際の助言
- ② 先進的な取組を市町村へ情報提供
- ③ 容器包装リサイクル法、小型家電リサイクル法などの個別リサイクル法の県民への普及啓発
- ④ 多量排出事業者に対する発生抑制や再生利用等の指導
- ⑤ 建設リサイクル法や自動車リサイクル法などの個別リサイクル法に基づく事業者への指導・監視
- ⑥ 廃棄物の減量化や再資源化に効果のある施設設備の導入・更新に対する事業者等への支援



写真：エシカル消費の啓発イベントのようす（2025年度）

## 2. プラスチック資源循環の促進

国のプラスチック資源循環戦略に掲げる「3R+ Renewable」の理念に基づき、各施策に取り組み、経済性及び技術的可能性を考慮しつつプラスチックの資源循環を促進し、脱炭素社会をめざします。

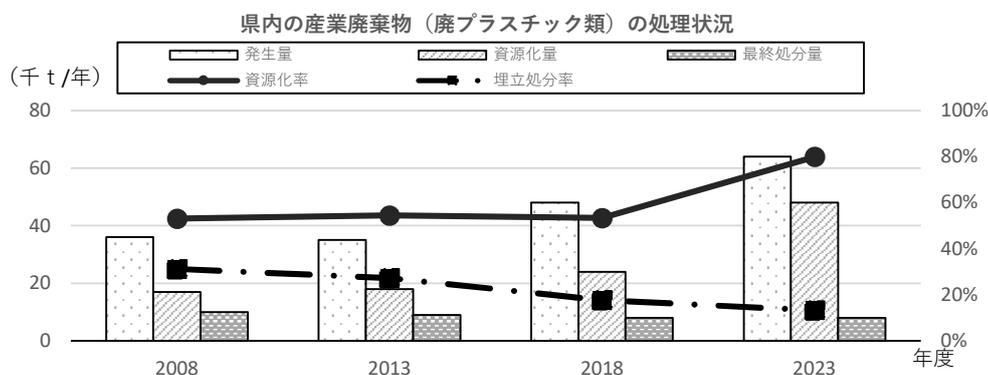
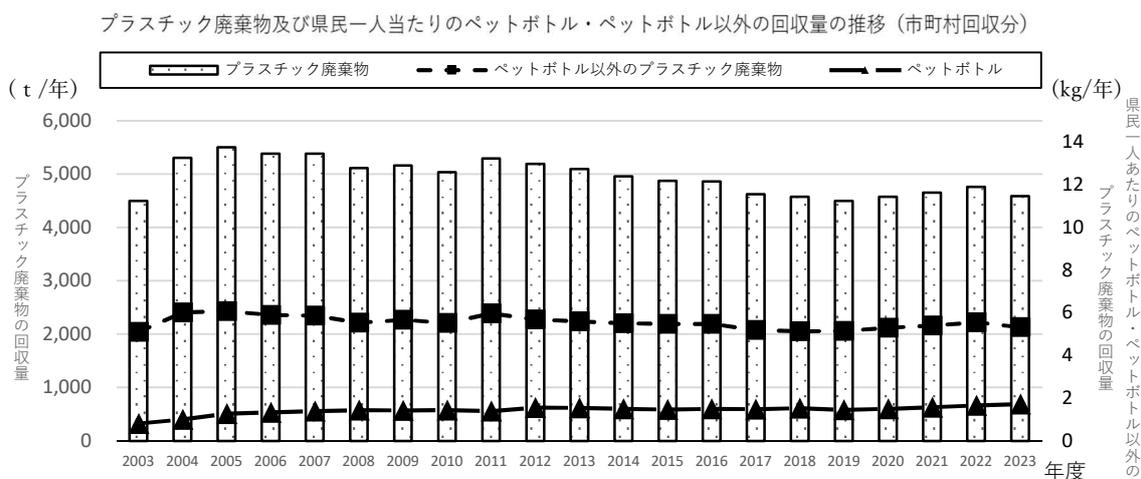
### 【現状と課題】

プラスチックは、短期間で経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらす一方で、金属等の他素材と比べて再資源化される割合は未だ低く、原料を化石燃料に由来するプラスチックの焼却により温室効果ガスを排出するなどの課題が指摘されています。

また自然界で分解されにくい特性から、海洋環境に流出した多量のプラスチックによる地球規模の環境汚染も懸念されています。

2022(令和4)年3月の島根県環境総合計画策定後、4月には素材に着目した包括的な法制度としてプラスチック資源循環法が施行されるなど、化石燃料由来であるプラスチック製品を取り巻く社会状況は変化し、さらなる脱炭素社会・循環経済に向けた取組が進んでいます。

また、地球環境問題としての海洋プラスチック問題への関心が高まり、プラスチック汚染対策に関する条約の策定に向けた政府間交渉が進むなか、長い海岸線を有し漂着ごみ等の影響を大きく受ける島根県でも、プラスチック廃棄物に関する取組をさらに進める必要があります。



## 【取組の方向】

### (1) プラスチックごみの発生抑制や資源循環の啓発（幅広い県民意識や事業者意識の向上）

- ① 「しまねエコライフ推進会議」を通じた、事業者や消費者に向けた広報啓発
- ② 消費者啓発の中での環境に配慮した消費行動の促進、エシカル消費の普及促進
- ③ 環境月間、3R推進月間等での啓発  
(マイバッグの利用によるレジ袋の削減や、包装の簡素化・長期使用化などプラスチック使用量の削減に配慮した製品の選択などによるプラスチックごみの発生抑制、プラスチックごみの積極的な分別 など)

### (2) 事業系プラスチック対策（環境配慮型経営の推進と資源循環の取組）

- ① しまねストップ温暖化宣言事業者などの活動を通じた取組推進と制度周知
- ② 多量排出事業者による処理計画書の提出・公表などの機会をとらえた取組促進
- ③ 環境に配慮した委託先の普及拡大と事業者の育成（優良産業廃棄物処理業者認定制度）
- ④ 技術開発や設備導入の費用の補助など、処理体制確保への支援
- ⑤ （一社）しまね産業資源循環協会など関係団体等と協力した最終処分の抑制
- ⑥ 農業関係団体による農業用廃プラスチックの再資源化推進

### (3) 生活系プラスチック対策（県民の取組推進と個別リサイクル法による資源循環促進）

- ① しまねエコライフサポーターなど環境問題に取り組むボランティアと連携した、プラスチック資源循環と脱炭素社会への県民の取組推進
- ② プラスチック資源循環法や容器包装リサイクル法などの市町村の取組に対して、プラスチック廃棄物を適切に回収し再商品化できるよう、必要な情報提供と技術的援助
- ③ 小型家電リサイクル法などでの資源循環の促進  
(家電製品の適切な廃棄など消費者啓発の推進)

### (4) 環境プラスチック対策（海洋ごみ対策、湖沼浮遊ごみ対策）

- ① 関係機関や環境問題に取り組むボランティアなど関係する団体との連携や、市町村とともに  
行うプラスチックごみの海への流出を防ぐ取組など、県民への啓発活動の推進
- ② しまね環境アドバイザー制度の活用などによる、ラムサール条約登録湿地など湖岸環境に  
おけるプラスチックごみに関する環境教育や環境学習の推進
- ③ 市町村や各保健所による不法投棄防止対策等によるプラスチックごみの流出防止
- ④ 海岸漂着ごみの漂着状況の調査結果を活用した県民への啓発
- ⑤ 島根県海岸漂着物等対策推進地域計画に基づく海岸管理者等による回収・処理の実施
- ⑥ 対岸諸国への働きかけなど、海岸漂着物対策の強化推進についての国への要望

### 3. 食品ロスの削減

まだ食べることができる食品の廃棄は、国際的にも重要な課題です。食べ物を無駄にしない意識の醸成・定着と、具体的な実践を促します。

#### 【現状と課題】

日本は、食料自給率が低く、食料の多くを輸入に依存していますが、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に大量に食品を廃棄している状況であり、食品ロスの問題に対して、真摯に取り組まなければなりません。また、廃棄された食品の多くが焼却処分されていることから、温室効果ガスの排出削減に向けても、取組を進める必要があります。

2023(令和5)年度における全国の食品ロスの発生量は464万tと推計され、温室効果ガスの排出量で考えると1,050万t-CO<sub>2</sub>となります。その半分が家庭からの発生であり、食べ残しや過剰除去(野菜の皮の厚むきなど、食べられる部分までの過剰な除去)、直接廃棄(賞味期限切れなどによる手つかずのままの廃棄)などが要因として挙げられます。

残りの半分を占める事業所からの発生では、食品製造業が半分近くを占めており、規格外品や返品、売れ残り、食べ残しなどが主な要因として挙げられます。

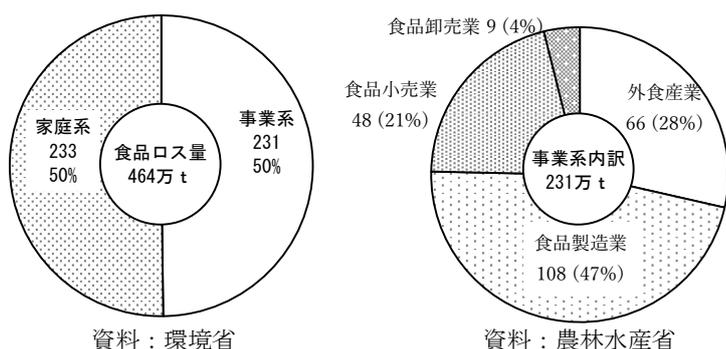
食品ロスを削減するためには、食べ物を無駄にしない意識の醸成と、その定着を図り、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として実践していくことが重要です。

また、まだ食べることができる食品(未利用食品)については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として有効活用するようにしていく工夫も必要です。

こうしたことから、2019(令和元)年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することとされました。国は食品ロス量と消費者行動に関して、2000年度比で2030年度までに家庭系食品ロスを半減(2030年を待たずに早期達成)し、事業系食品ロスを60%削減すること、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とすることを目標としています。

県内においても、事業系食品ロスについては、各企業の経営努力の中での削減の取組を引き続き促すとともに、家庭系食品ロスも削減していく必要があります。各主体がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、食材の有効利用や、購入してすぐに食べる場合に消費期限の近い商品を積極的に選ぶ「てまえどり」、必要なだけ買って使い切る「適量購入」、食べ残しの削減、未利用食品のフードバンク等への寄附などの行動に移せるよう、食品の生産、製造、販売の各段階や、外食時、家庭での買い物、保存、調理などの各場面における削減の取組を推進していくことが必要です。

#### <食品ロス発生量(全国2023年度推計)>



資料：環境省

資料：農林水産省



写真：捨てられていた未利用食品

(松江市提供)

## 【取組の方向】

### (1) 普及啓発

- ① 事業者と連携した普及促進（食品関連事業者、業界団体等との連携）
- ② 外食の際の食品ロス削減の推進（30・10運動※）
- ③ 買物や家庭での保存の際の食品ロス削減の推進（てまえどり、適量購入など）
- ④ 調理の際の食品ロス削減の推進（食材の有効活用、リメイクなど）
- ⑤ 食品ロスに関する消費者教育の推進（出前講座、啓発資料の作成・配布など）
- ⑥ 未利用食品のフードバンク等への寄附やフードドライブ活動への参加促進
- ⑦ 学校等での「食育」における食品ロス削減の推進（残さず食べる、作りすぎない、無駄なく使いきるなど、食べ物を無駄にしない意識の醸成）
- ⑧ 専門的な知識や豊富な経験のあるアドバイザーの派遣 [第5章－1 参照]

### (2) 未利用食品等の活用

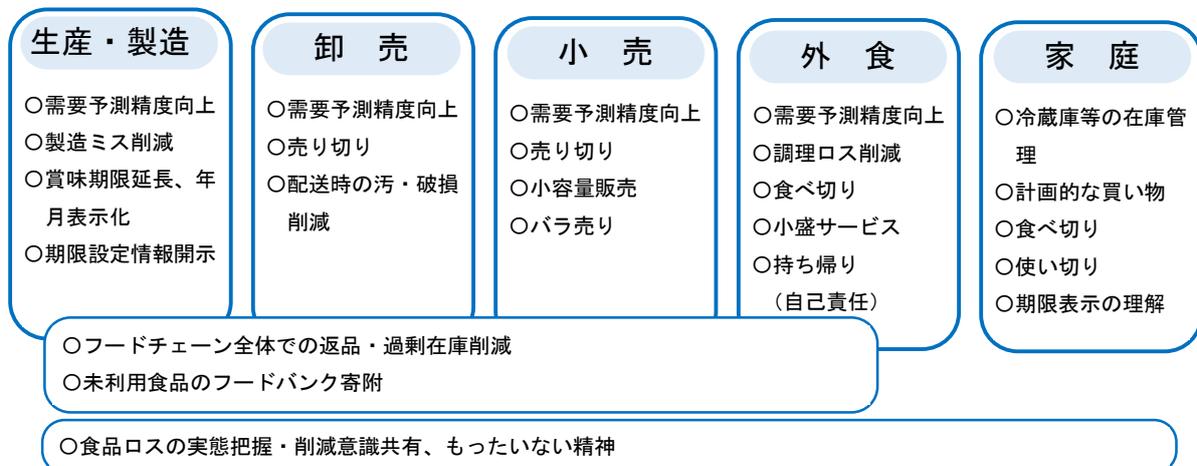
- ① 賞味期限前の災害時用備蓄食料の有効活用  
（市町村、社会福祉施設等への提供、防災講習会等での活用）
- ② 食品廃棄物の活用促進（飼料化、肥料化、エネルギー化など）

### (3) 組織的な推進

- ① 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」による他自治体との連携協力
- ② 「島根県食品ロス削減庁内連絡会議」による関係部局の連携推進
- ③ 官民連携による普及啓発 [第5章－2 参照]
- ④ 市町村における「食品ロス削減推進計画」策定の促進

## <食品ロス削減に向けてできること>

○生産、製造、販売の各段階や外食時、家庭での買い物、保存、調理の各場面で期待される役割と行動を理解し、可能なものから具体的に取り組むことが大切です。



※ [30・10(さんまる いちまる)運動]

宴会の時に、「乾杯後30分間」と「お開き前10分間」は自席で料理を楽しみ、食べ残しを減らす取組。

## 4. 適正処理の推進

地域社会や地域経済のためには、廃棄物の適正な処理が不可欠です。県民、事業者、市町村とともに、不法投棄の防止や、安全で信頼できる処理体制の確保などを進めます。

### 《基本的事項》

- 全ての県民・事業者は廃棄物の発生抑制に努めるとともに、適正な処理に配慮し、適切に分別した排出に努めること。
- 事業者及び廃棄物処理業者は法令に従い、産業廃棄物を適正に処理すること。
- 市町村は一般廃棄物を適正に処理すること。

### 【現状と課題】

循環型社会を推進し、循環経済への移行を進める上で、廃棄物の適正処理はその前提となる基本的なもので、不法投棄や不適正処理は減少傾向にあるものの根絶には至っておらず、引き続き粘り強い取組が必要とされています。

さらに、ごみ出しが困難な高齢者世帯の増加や外国人住民の増加などの社会構造の変化や、気候変動の影響や災害の頻発化・激甚化など、一般廃棄物処理を取り巻く状況は変化し、災害時など通常とは異なる視点での適正処理の確保に備えた対応なども求められています。

また、県東部には、特殊鋼、農業機械、鋳物などが、県西部には窯業土石、水産加工、木材木製品などの業種が比較的多く集積しており、排出される産業廃棄物の適切な処理先の確保は、地域経済を支える上で欠くことができないものとなっています。

国での2025(令和7)年2月に廃棄物処理法に基づく基本方針の変更及び2023(令和5)年6月に新たな廃棄物処理施設整備計画が策定されたこと等も踏まえ、脱炭素・資源循環と一体となって適正処理を更に推進していく必要があります。



## 【取組の方向】

### (1) 一般廃棄物の適正な処理と市町村支援

- ① 各市町村の地域計画を踏まえた廃棄物処理施設の整備を推進するための情報提供
- ② 島根県ごみ処理広域化・集約化計画に基づく情報の共有及び必要な技術的助言
- ③ 容器包装廃棄物の回収・再商品化に向けた分別収集計画の策定と技術的援助
- ④ 保健所による市町村への技術的援助や連携した対応
- ⑤ 処理に注意が必要な物の適正な処理推進の県民への啓発  
(リチウムイオン電池を含むものや、エアコンなどフロンガス回収が必要なものなど)

### (2) 産業廃棄物の処理体制の確保

- ① 産業廃棄物処理業や処理施設の許可に係る指導と適切な審査
- ② 県要綱に基づく事前協議の運用による適切な施設整備の促進
- ③ 環境に配慮した委託先の普及拡大と事業者の育成（優良産業廃棄物処理業者認定制度）
- ④ 技術開発や設備導入の費用を補助など、処理体制確保への支援
- ⑤ 公共関与による管理型産業廃棄物最終処分場の確保
- ⑥ 中核市である松江市と連携した産業廃棄物処理施設の設置指導

### (3) 産業廃棄物の事業者指導及び監視強化等による適正処理の推進

- ① 事業者や処理業者等への監視・指導と必要に応じた立入検査等の実施
- ② 県要綱に基づく県外廃棄物の搬入事前協議制度の運用による、不適正な処理の予防
- ③ 廃棄物処理施設の維持管理状況の情報開示など、関係住民の不安解消に向けた指導
- ④ （一社）しまね産業資源循環協会と協力した、適正な処理等の啓発推進

### (4) 不法処理、不法投棄防止対策

- ① 警察や海上保安庁、市町村等との連携（島根県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会）
- ② 市町村と保健所が連携した通報等への対応と監視体制の強化
- ③ 地域住民の協力による投棄されにくい地域環境づくり
- ④ 関係団体や協力団体との不法投棄対策の推進

### (5) 非常時における災害廃棄物の処理対策（島根県災害廃棄物処理計画）

- ① 島根県地域防災計画や島根県災害廃棄物処理計画に基づく発災時への備えと訓練の実施
- ② 環境省や隣接他県等との大規模災害時における広域連携・協力体制の推進
- ③ 県や市町村での災害廃棄物処理支援員の養成と支援・受援体制の準備

### (6) 海岸漂着物対策による海岸の美化（島根県海岸漂着物等対策推進地域計画）

- ① 島根県海岸漂着物等対策推進地域計画に基づく海岸管理者等による回収・処理の実施
- ② 関係機関と協力した、海へのごみ流出防止の取組など、県民への啓発活動の実施
- ③ 本県の海岸漂着物初期対応マニュアルによる有害廃棄物等への迅速かつ適切な対処
- ④ 対岸諸国への働きかけなど、海岸漂着物対策の強化推進についての国への要望

(p. 74～83 省略)

## SDGs 17の目標で見る島根県環境総合計画の分野別施策

島根県環境総合計画 分野別施策	① 貧困を 無くそう	② 飢餓を ゼロに	③ すべての 人に健康 と福祉を	④ 質の高い 教育を みんなに	⑤ ジェンダー 平等を 実現しよう	⑥ 安全な水と トイレを 世界中に
						
<b>第1章 人と自然との共生の確保</b>						
1. 生物多様性の保全				◎		
2. 自然とのふれあいの推進				◎		
3. 森・里・川・海の保全と活用		○		◎		◎
<b>第2章 安全で安心できる生活環境の保全</b>						
1. 水環境等の保全と対策			◎			◎
2. 大気環境等の保全と対策			◎			
3. 化学物質の環境リスク対策			◎			○
<b>第3章 地球温暖化対策の推進</b>						
1. 二酸化炭素等の排出削減				○		
2. 再生可能エネルギーの導入促進						
3. 二酸化炭素吸収源対策						
4. 気候変動への適応		○	◎			
<b>第4章 循環型社会の形成</b>						
1. 3Rなどの推進			◎	○		
2. プラスチック資源循環の促進			◎	○		
3. 食品ロスの削減		○		○		
4. 適正処理の推進			◎	○		◎
<b>第5章 環境と調和した地域づくり</b>						
1. 環境に関わる人づくり				◎	○	
2. 社会全体での取組の推進				○	○	
3. 環境を活かした地域づくり	○	○	○	○	○	

17目標それぞれについて、施策に関連するターゲットがあるかを判断した

(◎：直接関連するターゲットがあるもの、○：関係するターゲットがあるもの)

⑦ エネルギーをみんなに そしてクリーンに	⑧ 働きがいも経済成長も	⑨ 産業と技術革新の基盤 をつくろう	⑩ 人や国の不平等を なくそう	⑪ 住み続けられるまち づくりを	⑫ つくる責任つかう責任	⑬ 気候変動に具体的な 対策を	⑭ 海の豊かさを守ろう	⑮ 陸の豊かさも守ろう	⑯ 平和と公正をすべての 人に	⑰ パートナーシップで 目標を達成しよう
										
				◎		◎	◎	◎		直接該当するターゲットはありませんが、パートナーシップで目標の達成を目指します
	◎			◎		◎	◎	◎		
	◎			◎		◎	◎	◎		
		◎		◎	◎		◎	◎		
○		◎		◎	◎		◎	○		
		◎		◎	◎		◎	◎		
◎		◎			◎	◎		○		
◎		◎			◎	◎		◎		
						◎		◎		
○		◎		◎		◎	◎	◎		
		○		◎	◎	◎	◎			
		○		◎	◎	◎	◎			
		○		◎	◎	◎	◎			
		○		◎	◎	◎	◎			
	◎		○	◎	○	○	◎	◎	◎	
◎	◎		○	◎	○	○			◎	

# 島根県環境総合計画評価指標案（KPI）抜粋

## IV 循環型社会の形成

項 目	現 況 値	目 標 値	区 分 (目標の性質)
<b>1. 3Rなどの推進</b>			
1) 一般廃棄物の排出量	2023(R5) 215千 t	2030(R12) 194千 t	単年度値 (下げる)
2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	2023(R5) 534 g	2030(R12) 524 g	単年度値 (下げる)
3) 一般廃棄物の再生利用率 [注1]	2023(R5) 19.9%	2030(R12) 18.9%	単年度値 (上げる)
4) 一般廃棄物の最終処分量	2023(R5) 19千 t	2030(R12) 17千 t	単年度値 (下げる)
5) 産業廃棄物の排出量(農業系除く) [注2]	2023(R5) 1,716千 t	2030(R12) 1,826千 t	単年度値 (下げる)
6) 産業廃棄物の再生利用率(農業系除く)	2023(R5) 65.8%	2030(R12) 66.5%	単年度値 (上げる)
7) 産業廃棄物の再生利用率 (農業・家畜ふん尿)	2023(R5) 100%	2030(R12) 100%	単年度値 (上げる)
8) 産業廃棄物の再生利用率 (農業・廃プラスチック)	2023(R5) 35%	2030(R12) 55%	単年度値 (上げる)
9) 産業廃棄物の最終処分量(農業系除く) [注2]	2023(R5) 214千 t	2030(R12) 262千 t	単年度値 (下げる)
10) 資源循環型技術開発事業費補助金を活用 して新技術・製品を開発した件数	2024(R6) 2件	2029(R11) 4件	累計値 (上げる)
11) 資源循環型技術基礎研究実施事業により 産業技術センターによる基礎研究により 開発した技術移転可能な成果件数	2024(R6) 11件	2029(R11) 18件	累計値 (上げる)
12) 事業者の3R推進事業補助件数	2024(R6) 5件	2029(R11) 3件	単年度値 (上げる)
13) 社会や環境等に配慮した商品・サービス を選択する行動(エシカル消費)をとっ たことがある人の割合	2024(R6) 68.4%	2029(R11) 80%	単年度値 (上げる)

[注1] 取組により減り幅を抑えるという趣旨

[注2] 取組により増え幅を抑えるという趣旨

2. プラスチック資源循環の促進			
1) 1人1年当たりのプラスチックごみの再商品化量	2023(R5) 6.06kg	2030(R12) 6.61kg	単年度値 (上げる)
2) 社会や環境等に配慮した商品・サービスを選択する行動(エシカル消費)をとったことがある人の割合 [再掲]	2024(R6) 68.4%	2029(R11) 80%	単年度値 (上げる)
3. 食品ロスの削減			
1) 関係機関・団体における食育体験活動の回数	2024(R6) 8,113回	2029(R11) 7,500回	単年度値 (上げる)
2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 [再掲]	2023(R5) 534g	2030(R12) 524g	単年度値 (下げる)
3) 社会や環境等に配慮した商品・サービスを選択する行動(エシカル消費)をとったことがある人の割合 [再掲]	2024(R6) 68.4%	2029(R11) 80%	単年度値 (上げる)
4. 適正処理の推進			
1) 産業廃棄物の新たに発見された不法投棄件数(10t以上)	2024(R6) 0件	2029(R11) 0件	単年度値 (下げる)
2) 廃棄物処理施設に対する改善命令件数	2024(R6) 0件	2029(R11) 0件	単年度値 (下げる)
3) 公共関与産業廃棄物最終処分場への計画搬入量(57,000t)に対する廃棄物の搬入量の割合	2024(R6) 93.2%	2029(R11) 100%	単年度値 [注3]
4) 市町村等向け会議における処理施設整備に係る情報共有の回数	2024(R6) 3件	2029(R11) 3件	単年度値 (上げる)
5) 主要海水浴場における海岸漂着物に関する苦情件数	2024(R6) 0件	2029(R11) 0件	単年度値 (下げる)
6) 災害廃棄物処理の研修・訓練に参加した市町村数	2024(R6) 9市町村	2029(R12) 19市町村	単年度値 (上げる)

[注3] 計画搬入量(57,000t)に近づけるという趣旨